

建築確認（設備編）参考標準図等

2015年版

（資料編）



近畿建築確認検査協会

運営部会設備WG

(資 料 編 目 次)

- 4. 建築基準法施行規則第1条の3第1項の表2等【抜粋】・・・・・・・・・・ 42
- 5. 設備関係図書の記載例【(一財)建築行政情報センター(ICBA)】・・・ 70
- 6. 設備関係規定の参考図書一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 129

建築基準法施行規則第1条の3 (抜粋) 一覧表

	(い)		(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
	図書の書類	明示すべき事項	図書の書類	明示すべき事項			
(1)	令第20条の規定が適用される建築物	令第129条の2の4第三号の規定が適用される建築物	令第129条の2の4第三号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第129条の2の4第三号に規定する構造方法への適合性審査に必要な事項	令第129条の2の4 H12 告1389	1	有
(8)	法第26条の規定が適用される建築物	法第26条本文の規定が適用される建築物	各階平面図	防火壁の位置	令第113条 令第112条 令第114条	2	無
				防火壁による区画の位置及び面積		3	無
			耐火構造等の構造詳細図	防火壁及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法		4	無
				付近見取図		建築物の周囲の状況	5
			各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置	6	無	
				かまど、こんろその他火を使用する設備又は器具の位置	7	無	
			耐火構造等の構造詳細図	外壁、袖壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ	8	無	
				令第115条の2第1項第六号に規定する区画の位置並びに当該区画を構成する床若しくは壁又は防火設備の位置及び構造	令第115条 S62告1900	9	無
			耐火構造等の構造詳細図	令第115条の2第1項第七号に規定するスプリンクラー設備等及び令第126条の3の規定に適合する排煙設備の位置	消防法 令第12条 令第14条 令第15条	10	無
				令第115条の2第1項第六号に規定する床又は壁を貫通する給水管、配電管その他の管の部分及びその周囲の部分の構造	令第115条 S62告1900	12	無
			室内仕上げ表	令第115条の2第1項第八号に規定する柱又ははりを接合する継手又は仕口の構造	令第115条 S62告1901	13	無
				令第115条の2第1項第七号に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ		14	無

	(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
		図書の書類	明示すべき事項			
(11)	法第28条の2の規定が適用される建築物	令第115条の2第1項第九号の規定に適合することの確認に必要な図書	通常の火災により建築物全体が容易に倒壊するおそれのないことが確かめられた構造	令第115条 S62告1902	15	無
			各階平面図	風道の配置	令第113条 H12告1367	16
		防火壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別		17		無
		給水管、配電管その他の管と防火壁とのすき間を埋める材料の種別		18		無
		二面以上の断面図	防火壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別	令第113条 H12告1367	19	無
			給水管、配電管その他の管と防火壁とのすき間を埋める材料の種別		20	無
		耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	令第113条 H12告1367	21	無
			各階平面図		給気機又は給気口及び排気機又は排気口の位置	令第129条の2の6
		外壁の開口部に設ける建具(通気ができる空隙のあるものに限る。)の構造		23	無	
		使用建築材料表	内装の仕上げに使用する建築材料の種別	令第20条の4.5.6.9 H14告1112	24	無

	(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
		図書の書類	明示すべき事項			
			令第20条の7第1項第一号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第3条の2第1項第十二号の表において単に「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)、令第20条の7第1項第二号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第3条の2第1項第十一号の表において単に「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。) 又は令第20条の7第1項第二号に規定する第三種ホルムアルデヒド発散建築材料(以下この表及び第3条の2第1項第十一号の表において単に「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。)を使用する内装の仕上げの部分の面積(以下この項において単に「内装の仕上げの部分の面積」という。)	令27条の7	25	有
			内装の仕上げの部分の面積に、内装の仕上げに用いる建築材料の種別に応じ令第20条の7第1項第二号の表の(1)項又は(2)項に定める数値を乗じて得た面積の合計	令20条の7 H14告1113~5	26	無
		有効換気量又は有効換気換算量を算出した際の計算書	有効換気量又は有効換気換算量及びその算出方法	令20条の7.8 H15告273.274	27	有
			換気回数及び必要有効換気量		28	有
(14)	法第35条の規定が適用される建築物	令第5章第5節の規定が適用される建築物	各階平面図	令126条の6	29	無
			二面以上の立面図		30	無
			赤色灯及び非常用進入口である旨の表示の構造	令126条の7 S45 告1831	31	無
		令第5章第6節の規定が適用される建築物	非常用の照明設備の構造詳細図	令126条の4 H12告1411	32	無
			照明設備の構造	令126条の5 S45 告1830	33	無
			照明器具の材料の位置及び種別		34	無

	(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
		図書の書類	明示すべき事項			
		非常用の排煙設備の構造詳細図	地下道の床面積 垂れ壁の材料の種別 排煙設備の構造、材料の配置及び種別 排煙口の自動開放装置の位置及び構造 排煙機の能力	令128条の3(地下街) S44 告1729 S44 告1730	35 36 37	無 無 無
		非常用の排水設備の構造詳細図	排水設備の構造及び材料の種別 排水設備の能力	令128条の3(地下街) S44 告1729 S44 告1730	40 41	無 無
(15)	法第35条の2の規定が適用される建築物	各階平面図	令第128条の3の2第1項に規定する窓のその他の開口部の開放できる部分の面積 令第129条第7項に規定するスプリンクラー設備等及び排煙設備の設置状況	令128条の3の2 消令第12条(SP) 消令第142条(水噴霧) 消令第15条(泡)	42 43	無 無
		室内仕上げ表	令第129条に規定する部分の仕上げの材料の種別及び厚さ	H12告1439 H21告225	44	無
(17)	法第36条の規定が適用される建築物	令第112条第1項から第13項までの規定が適用される建築物	各階平面図	令112条	45 46 47 48 49	無 無 無 無 無
			耐力壁及び非耐力壁の位置 スプリンクラー設備等消火設備の配置 防火設備の位置及び種別 防火区画の位置及び面積			
			令第112条第12項及び第13項に規定する区画に用いる壁の構造		49	無
		二面以上の断面図	令第112条第10項に規定する外壁の位置及び構造 令第112条第12項及び第13項に規定する区画に用いる床の構造	令112条10項 令112条12項,13項	50 51	無 無
		耐火構造等の構造詳細図	主要構造部及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法		52	無

(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
	図書の書類	明示すべき事項			
	令第112条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第112条第2項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項		53	無
令第112条第14項第一号の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別	S48 告2563	54	無
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法		55	無
令第112条第14項第二号の規定が適用される建築物	各階平面図	防火設備の位置及び種別	S48 告2564	56	有
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法		57	有
令第112条第15項及び第16項の規定が適用される建築物	各階平面図	風道の配置	S48 告2565 S49 告1579 H12 告1376 令112条15項	58	有
		令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別		59	有
		給水管、配電管その他の管と令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別		60	有
	二面以上の断面図	令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別		61	無
		給水管、配電管その他の管と令第112条第15項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別	令112条15項	62	有
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	法第2条第九の二号	63	無

(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
	図書の書類	明示すべき事項			
令第114条の規定が適用される建築物	各階平面図	界壁又は防火上主要な間仕切壁の位置	令114条	64	無
		スプリンクラー設備等消火設備の配置		65	無
		界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置		66	無
		給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を埋める材料の種別		67	無
	二面以上の断面図	小屋組の構造	令114条5項	68	無
		界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の位置		69	無
		界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁を貫通する風道に設ける防火設備の位置		70	無
		給水管、配電管その他の管と界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁とのすき間を埋める材料の種別		71	有
	耐火構造等の構造詳細図	界壁、防火上主要な間仕切壁又は隔壁の断面及び防火設備の構造、材料の種別及び寸法		72	無
	令第114条第2項の規定に適合することの確認に必要な図書	令第114条第2項に規定する防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分に該当することを確認するために必要な事項	令114条2項	73	無
(43) 法第64条の規定が適用される建築物	各階平面図	開口部及び防火設備の位置		74	無
		外壁、そで壁、塀その他これらに類するものの位置及び高さ		75	無
	耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法		76	無

	(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無		
		図書の書類	明示すべき事項					
(66)	消防法第9条の2の規定が適用される建築物	各階平面図	住宅用防災機器の位置及び種類	消防法第9条の2	77	無		
		消防法第9条の2第2項の市町村条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該市町村条例で定められた住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項					
(68)	消防法第17条の規定が適用される建築物	消防法第17条第1項の規定に適合することの確認に必要な図書	当該規定に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項		79	有		
		消防法第17条第2項の条例の規定に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る消防用設備等の技術上の基準に関する事項	消防法第17条			80	無
		消防法第17条第3項の認定の内容に適合することの確認に必要な図書	当該認定に係る消防用設備等に関する事項					
(86)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条の規定が適用される建築物	配置図	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令三百七十九号。以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。)第16条に規定する敷地内の通路の構造		82	無		
			移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造				83	無
			車いす使用者用駐車施設の位置及び寸法				84	無

	(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無		
		図書の書類	明示すべき事項					
	各階平面図	各階平面図	居室の数		85	無		
			移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置				86	無
			車いす使用者用客室及び案内所の位置				87	無
			移動等円滑化促進法施行令第18条第2項第六号及び第19条に規定する標識の位置				88	無
			移動等円滑化促進法施行令第20条第1項に規定する案内板その他の設備の位置				89	無
			移動等円滑化促進法施行令第20条第2項に規定する設備の位置				90	無
			移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造				91	無
			移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造				92	無
			車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造				93	無
			移動等円滑化促進法施行令第14条に規定する便所の位置及び構造				94	無
階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造		95	無					

規則1条の3 4項表1

(1)	法第28条第2項から第4項までの規定が適用される換気設備	各階平面図	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積	法28条2項	96	無		
			給気機又は給気口の位置	令20条の2 令129条の2の6 S45 告1826			97	有
			排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置				98	有
			かまど、こゝろその他設備器具の位置、種別及び発熱量	令20条の3 S45 告1826			99	有

(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
	図書の書類	明示すべき事項			
		火を使用する室に関する換気経路	令20条の3 S45 告1826 S45 告1832	100	有
		中央管理室の位置	令20条の2	101	無
二面以上の断面図		給気機又は給気口の位置	令20条の2 令129条の2の6 S45 告1826	102	無
		排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置		103	無
換気設備の仕様書		換気設備の有効換気量	令20条の2 S45 告1826	104	有
		中央管理方式の空調設備の有効換気量	令20条の2 S45 告1832	105	無
換気設備の構造詳細図		火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別	令20条の3	106	有
給気口及び排気口の有効開口面積等を算出した際の計算書		給気口の有効開口面積又は給気筒の有効断面積及びその算出方法	令20条の3 S45 告1826	107	無
		排気口の有効開口面積又は排気筒の有効断面積及びその算出方法	令20条の3 S45 告1826	108	無
		煙突の有効断面積及びその算出方法	令20条の3 S45 告1826	109	無
		給気口の中心から排気筒の頂部の外気に開放された部分の中心までの高さ	令20条の2 S45 告1826	110	無

(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無			
	図書の書類	明示すべき事項						
(2)	法第28条の2第三号の規定が適用される換気設備	各階平面図	中央管理室の位置	令20条の8	111	無		
			令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法	令20条の7 令20条の8 令20条の9 令129条の2の6 H15告273 H15告274	112	有		
		換気設備の構造詳細図	令第20条の7第1項第二号の表及び令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法	令20条の7 H15告273	113	有		
			令第20条の8第1項第一号イ(3)、ロ(3)及びハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法	令20条の8 H15告274	114	有		
		給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書	給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法		115	有		
			換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法	H15告274	116	有		
		(3)	法第31条第1項の規定が適用される便所	配置図	排水ます及び公共下水道の位置	下水道法第2条8号	117	有
		(4)	法第31条第2項の規定が適用される尿尿浄化槽又は合併処理浄化槽(以下この項において「浄化槽」という。)	配置図	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法	令32条 S44告3184 (JIS A 3302) S55告1292	118	無
					浄化槽の汚物処理性能		119	無
				浄化槽の仕様書	浄化槽の処理対象人員及びその算出方法		120	無
浄化槽の処理方式					121	無		
浄化槽の各槽の有効容量					122	無		
浄化槽の構造詳細図	浄化槽の構造			S55告1292	123	無		

	(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
		図書の書類	明示すべき事項			
(5)	法第32条の規定が適用される電気設備	各階平面図	常用の電源及び予備電源の種類及び位置		124	有
			非常用の照明装置及び予備電源を有する照明設備の位置	令126条の4 令126条の5	125	有
		電気設備の構造詳細図	受電設備の電気配線の状況	電気事業法39条(事業用電気工作物の維持)第1項及び同法56条(技術基準適合命令)第1項で定める電気設備に関する技術基準を定める省令	126	有
			常用の電源及び予備電源の種類及び構造		127	有
			予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況		128	有
			ガス漏れを検知し、警報する設備(以下「ガス漏れ警報設備」という。)に係る電気配線の構造	令129条の5 S56告1099第2	129	有
		予備電源の容量を算出した際の計算書	予備電源の容量及びその算出方法	電気事業法39条(事業用電気工作物の維持)第1項及び同法56条(技術基準適合命令)第1項で定める電気設備に関する技術基準を定	130	有
(6)	法第33条の規定が適用される避雷設備	付近見取図	建築物の周囲の状況	令129条の14(設置)	131	無
			二面以上の立面図	建築物の高さが20メートルを超える部分	令129条の15(構造) H12告1425	132
		雷撃から保護される範囲		JIS Z 9290-3(2014)	133	有
		受雷部システムの配置		国土交通省告示は未定	134	有
		小屋伏図	受雷部システムの配置		135	有
			避雷設備の構造詳細図	雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分		136
		日本工業規格A4201-1992又は日本工業規格A4201-2003の別			137	有
		受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造			138	有
		接地極の位置及び構造			139	有
		避雷設備の使用材料表	腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分	H12告1425	140	有

	(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
		図書の書類	明示すべき事項			
(7)	法第34条第1項の規定が適用される昇降機	各階平面図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の位置	昇降機技術基準の解説(2014年版) 【1.1-2~1.1-3】	141	無
			昇降機の構造詳細図	昇降機の昇降路の周壁及び開口部の構造		142
(8)	法第34条第2項の規定が適用される非常用の昇降機	各階平面図	非常用の昇降機の位置		143	無
(9)	法第35条の規定が適用される建築設備	排煙設備の構造詳細図	令第123条第3項第一号に規定する排煙設備の構造方法	S44告1728 H12告1437	144	無
			各階平面図	排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分	H12告1436	145
		各階平面図	令第116条の二第1項第二号に該当する窓その他の開口部の位置	令126条の2 令126条の3	146	無
			防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の位置	令126条の2 令第126条の3 平12告1436	147	無
			排煙口の位置		148	無
		排煙風道の配置		149	無	
		排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を表示する位置	令126条の3	150	無	
		排煙口の開口面積又は排煙機の位置	令126条の2 令126条の3	151	無	
		法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積が1000平方メートルを超える地下街に設ける排煙設備の制御及び作動状態の監視を行うことができる中央管理室の位置	令126条の3 令20条の2	152	無	
		予備電源の位置	令126条の3 S45告1829	153	無	
不燃性ガス消火設備又は粉末消火設備の位置	令126条の2 令126条の3	154	無			

(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
	図書の書類	明示すべき事項			
		給気口を設けた付室(以下「給気室」という。)及び直通階段の位置	H12告1437	155	無
		給気口から給気室に通ずる建築物の部分に設ける開口部(排煙口を除く。)に設ける戸の構造	H12告1437	156	無
	床面積求積図	防火区画及び令第126条の2第1項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	令126条の2 令126条の3	157	無
	二面以上の断面図	排煙口に設ける手動開放装置の位置	令126条の3	158	無
		排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置	令126条の2 令126条の3	159	無
		給気口の位置	令129条3項 S45告1829	160	無
		給気口の開口面積及び給気室の開口部の開口面積		161	無
	使用建築材料表	建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種類	H12告1436	162	無
	排煙設備の構造詳細図	排煙口の構造	令126条の2 令126条の3 H12告1436	163	無
		排煙口に設ける手動開放装置の使用方法	令126条の2 令126条の3	164	無
		排煙風道の構造	令115条 令126条の2 令126条の3	165	無
		排煙設備の電気配線に用いる配線の種類別	令126条の2 令126条の3	166	無
		給気室の構造	令126条の2 令126条の3 H12告1436 H12告1437	167	無

(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無	
	図書の書類	明示すべき事項				
	排煙機の空気排出する能力を算出した際の計算書	排煙機の空気排出する能力及びその算出方法	令126条の2 令126条の3	168	無	
		排煙設備の使用材料表	排煙設備の給気口の風道に用いる材料の種類別	令126条の2 令126条の3 H12告1436 H12告1437	169	無
	令第5章第4節の規定が適用される非常用の照明装置	各階平面図	照明装置の位置及び構造	令126条の4 令126条の5 H12告1411	170	有
		非常用の照明装置によって、床面において一ルクス以上の照度を確保することができる範囲	令126条の4 令126条の5 H12告1411	171	有	
	令第5章第6節の規定が適用される非常用の照明設備の構造詳細図	照度	令第128条の3 S44告1730第1	172	無	
		照明設備の構造		173	無	
		照明器具の位置及び材料の種類別		174	無	
	非常用の排煙設備の構造詳細図	地下道の床面積	S44告1730第2	175	無	
		垂れ壁の材料の種類別		176	無	
		排煙設備の構造、配置及び材料の種類別		177	無	
		排煙口の手動開放装置の構造及び位置		178	無	
		排煙機の能力		179	無	
		地下道の床面積求積図	床面積の求積に必要な地下道の各部分の寸法及び算式	S44告1730号第3	180	無
	非常用の排水設備の構造詳細図	排水設備の構造及び材料の種類別		181	無	
		排水設備の能力		182	無	

	(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無				
		図書の書類	明示すべき事項							
(10)	法第36条の規定が適用される建築設備	令第129条の2の4第二号に関する規定が適用される昇降機以外の建築設備	構造詳細図	昇降機以外の建築設備の構造方法	令129条の2の4 H24 告1447	183	有			
			令第28条から第31条まで、第33条及び第34条に関する規定が適用される便所	配置図	くみ取便所の便槽及び井戸の位置			令第34条	184	無
				各階平面図	便所に設ける採光及び換気のため直接外気に接する窓の位置又は当該窓に代わる設備の位置及び構造			令第28条	185	無
				便所の構造詳細図	尿尿に接するくみ取便所の部分			令第29条	186	無
					くみ取便所の便器及び小便器から便槽までの汚水管の構造			令第30条	187	無
					水洗便所以外の大便所に設ける窓その他換気のための開口部の構造			令第30条	188	無
					便槽の種類及び構造			令第31条	189	無
					改良便槽の貯留槽に設ける掃除するための穴の位置及び構造			令第31条	190	無
					くみ取便所に講じる防水モルタル塗その他これに類する防水の措置			H12 告 1386	191	無
					くみ取便所のくみ取口の位置及び構造			H12 告 1386	192	無
便所の断面図	改良便槽の貯留槽の構造	令第31条			193	無				
	汚水の温度の低下を防止するための措置	H12 告 1386	194	無						
便所の使用材料表	便器及び小便器から便槽までの汚水管に用いる材料の種類	令第31条	195	無						
	耐水材料で造り、防水モルタル塗その他これに類する有効な防水の措置を講じる便槽の部分	H12 告 1386	196	無						
井戸の断面図	令第34条ただし書の適用に係る井戸の構造	令第34条	197	無						

	(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無			
		図書の書類	明示すべき事項						
	令第115条の規定が適用される煙突	井戸の使用材料表	令第34条ただし書の適用に係る井戸の不浸透質で造られている部分	令第34条	198	無			
			各階平面図	煙突の位置及び構造	平16 告1168 S56 告1098	199	無		
				二面以上の立面図		煙突の位置及び高さ	200	無	
				二面以上の断面図		煙突の位置及び構造	201	無	
			令第129条の2の5の規定が適用される配管設備	配置図	建築物の外部の給水タンク等の位置	S50 告 1597	202	有	
					配管設備の種類及び配置	H12 告 1390	203	有	
					給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)からくみ取便所の便槽、浄化槽、排水管(給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する管を除く。)、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離(給水タンク等の底が地盤面下にある場合に限る。)	S50 告 1597	204	無	
					各階平面図	配管設備の種類及び配置	H12 告 第1390 S50 告 第1597	205	有
						給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造	H12 告 1422	206	有
						給水タンク等の位置及び構造	S50 告 1597	207	有
建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況	S50 告 1597	208				有			
二面以上の断面図	ガス栓及びガス漏れ警報設備の位置	S56 告 1099			209	有			
	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造	H12 告 1422			210	有			
	給水タンク等の位置及び構造	S50 告 1597			211	有			
	建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況	S50 告 1597	212	有					
ガス漏れ警報設備を設けた場合にあっては、当該設備及びガス栓の位置	S56 告 1099	213	有						

(い)	(ろ)	法・令・告示	番号	有・無
配管設備の仕様書	腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置	令129条の2の5	214	有
	圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別	令129条の2の5	215	有
	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開閉部に講じた水の逆流防止のための措置	令129条の2の5	216	有
	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置	令129条の2の5	217	有
	金属製の給水タンク等に講じたさび止めのための措置	令129条の2の5	218	有
	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置	S50告1597	219	有
	ガス栓の金属管等への接合方法	S56告1099第2	220	有
	ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種別	S56告1099第1	221	有
	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置	S50告1597	222	有
	配管設備の構造詳細図	飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材 <small>ろ材</small> その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造	H12告1390	223
給水タンク等の構造		S50告1597	224	有
排水槽の構造		S50告1597	225	有
阻集器の位置及び構造		S50告1597	226	有
ガス漏れ警報設備の構造		S56告1099第2	227	有
配管設備の系統図		配管設備の種類、配置及び構造	H12告1390	228
	配管設備の末端の連結先	令129条の2の5	229	有

(い)	(ろ)	法・令・告示	番号	有・無		
					図書の書類	明示すべき事項
	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置	H12告1422	230	有		
		S50告1597	231	有		
		S50告1597	232	有		
	排水のための配管設備の容量及び傾斜を算出した際の計算書	排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法	令129条の2の5	233	有	
			H12告1390	234	有	
	風道の構造詳細図	風道の構造	H12告1412	235	無	
		防火設備及び特定防火設備の位置	H12告1412	236	無	
	令第129条の2の6の規定が適用される換気設備	各階平面図	給気口又は給気機の位置	令129条の2の6	237	有
				排気口若しくは排気機又は排気筒の位置	238	有
		二面以上の断面図	給気口又は給気機の位置	令129条の2の6	239	無
排気口若しくは排気機又は排気筒の位置				240	無	
換気設備の構造詳細図		排気筒の立上り部分及び頂部の構造	令129条の2の6	241	無	
		給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造		242	有	
		直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによつて著しく換気能力が低下しない構造		243	無	
	中央管理方式の空気調和設備の空気浄化装置 <small>ろかざい</small> に設ける濾過材、フィルターその他これらに類するものの構造	S45告1832	244	無		

(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
	図書の書類	明示すべき事項			
	中央管理方式の空調設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法	中央管理方式の空調設備の給気機又は排気機の給気又は排気能力を算出した際の計算書	S45 告 1832	245	無
		換気経路の全圧力損失(直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。)及びその算出方法			
	換気設備の使用材料表	風道に用いる材料の種別		247	無
		換気設備の使用材料表			
令第129条の2の7の規定が適用される冷却塔設備	各階平面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離		248	無
	二面以上の断面図	冷却塔設備から建築物の他の部分までの距離			
	冷却塔設備の仕様書	冷却塔設備の容量		250	無
	冷却塔設備の使用材料表	冷却塔設備の主要な部分に用いる材料の種別			
令第129条の3第1項第一号及び第2項第一号並びに第129条の4から第129条の11までの規定が適用されるエレベーター	各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置		252	無
		エレベーターの機械室の出入口の構造			
		エレベーターの機械室に通ずる階段の構造		255	無
		エレベーター昇降路の壁又は囲いの全部又は一部を有さない部分の構造			
	床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	256	無	
	エレベーターの仕様書	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員			
		昇降行程			
		エレベーターのかごの定格速度	259	無	
		保守点検の内容			

(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
	図書の書類	明示すべき事項			
	エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造		261	無
		エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造			
		エレベーターの鈎合おもりの構造		263	無
		エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造			
		非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造		265	無
		エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法			
		エレベーターの制御器の構造		267	無
		エレベーターの安全装置の位置及び構造			
		乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置		269	無
		エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図			
	エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造				
	エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離				
	エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造		272	無
エレベーターの機械室に通ずる階段の構造					
固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力		274		無	
主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度					
主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度	276	無			

(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無	
	図書の書類	明示すべき事項				
		独立してかごを支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度		277	無	
	エレベーターの荷重を算出した際の計算書	エレベーターの各部の固定荷重		278	無	
		エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法		279	無	
		エレベーターのかごの床面積		280	無	
	令第129条の4第3項第六号又は第七号の規定に適合することの確認	令第129条の4第3項第六号の構造計算の結果及びその算出方法		281	無	
		令第129条の4第3項第七号の構造計算の結果及びその算出方法		282	無	
	エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸(構造上軽微な部分を除く。)に用いる材料の種別		283	無	
		エレベーターの機械室の出入口に用いる材料		284	無	
	令第129条の3第1項第二号及び第2項第二号並びに第129条の12の規定が適用されるエスカレーター	各階平面図	エスカレーターの位置		285	無
		エスカレーターの仕様書	エスカレーターの勾配及び揚程		286	無
エスカレーターの踏段の定格速度				287	無	
保守点検の内容				288	無	
エスカレーターの構造詳細図		通常の使用状態において人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することがないようにするための措置		289	無	
		エスカレーターの踏段の構造		290	無	
		エスカレーターの取付け部分の構造方法		291	無	
		エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造		292	無	
	エスカレーターの制動装置の構造		293	無		
	昇降口において踏段昇降を停止させることができる装置の構造		294	無		

(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
	図書の書類	明示すべき事項			
	エスカレーターの断面図	エスカレーターの踏段の両側に設ける手すりの構造		295	無
		エスカレーターの踏段の幅及び踏段の端から当該踏段の端の側にある手すりの上端部及び中心までの水平距離		296	無
	エスカレーター強度検証法により検証した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力		297	無
		主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度		298	無
		主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度		299	無
		独立して踏段を支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度		300	無
	エスカレーターの荷重を算出した際の計算書	エスカレーターの各部の固定荷重		301	無
		エスカレーターの踏段の積載荷重及びその算出方法		302	無
		エスカレーターの踏段面の水平投影面積		303	無
	令第129条の3第1項第三号及び第2項第三号並びに第129条の13の規定が適用される小荷物専用昇降機	各階平面図	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の位置		304
小荷物専用昇降機の構造詳細図		小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸の構造		305	無
		小荷物専用昇降機の安全装置の位置及び構造		306	無
		かごの構造		307	無

(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
	図書の書類	明示すべき事項			
	小荷物専用昇降機の使用材料表	小荷物専用昇降機の昇降路の壁又は囲い及び出し入れ口の戸に用いる材料の種別		308	無
令第129条の13の2及び第129条の13の3の規定が適用される非常用エレベーター	各階平面図	非常用エレベーターの配置		309	無
		高さ31メートルを超える建築物の部分の階の用途		310	無
		非常用エレベーターの乗降ロビーの位置		311	無
		バルコニー又は外気に向かって開くことができる窓若しくは排煙設備の位置		312	無
		非常用の乗降ロビーの出入口(特別避難階段の階段室に通ずる出入口及び昇降路の出入口を除く。)に設ける特定防火設備		313	無
		非常用エレベーターの乗降ロビーの床及び壁(窓若しくは排煙設備又は出入口を除く。)の構造		314	無
		予備電源を有する照明設備の位置		315	無
		屋内消火栓、連結送水管の放水口、非常コンセント設備等の消火設備を設置できる非常用エレベーターの乗降ロビーの部分		316	無
		非常用エレベーターの積載量及び最大定員		317	無
		非常用エレベーターである旨、避難階における避難経路その他避難上必要な事項を明示した標識を掲示する位置		318	無
		非常用エレベーターを非常の用に供している場合においてその旨を明示することができる表示灯その他これに類するものの位置		319	無
		非常用エレベーターの昇降路の床及び壁(乗降ロビーに通ずる出入口及び機械室に通ずる鋼索、電線その他のものの周囲を除く。)の構造		320	無

(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
	図書の書類	明示すべき事項			
		避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口(道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。)の位置		321	無
		避難階における非常用エレベーターの昇降路の出入口又は令第129条の13の3第3項に規定する構造の乗降ロビーの出入口から屋外への出口(道又は道に通ずる幅員4メートル以上の通路、空地その他これらに類するものに接しているものに限る。)の一に至る歩行距離		322	無
	床面積求積図	非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式		323	無
	二面以上の断面図	建築物の高さが31メートルとなる位置		324	無
	エレベーターの仕様書	非常用エレベーターのかごの積載量		325	無
	エレベーターの構造詳細図	非常用エレベーターのかご及びその出入口の寸法		326	無
		非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の位置		327	無
		非常用エレベーターのかご内と中央管理室とを連絡する電話装置の位置		328	無
		非常用エレベーターのかごの戸を開いたままかごを昇降させることができる装置及び予備電源の位置		329	無
		非常用エレベーターの予備電源の位置		330	無
	排煙設備の構造詳細図	令第129条の13の3第3項第二号に規定する排煙設備の構造方法		331	無
	エレベーターの使用材料表	非常用エレベーターの乗降ロビーの室内に面する部分の仕上げ及び下地に用いる材料の種別		332	無

	(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
		図書の書類	明示すべき事項			
(11)	高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第24条の規定が適用される家庭用設備	各階平面図	一般高圧ガス保安規則(昭和41年通商産業省令第五十三号)第52条に規定する燃焼器に接続する配管の配置		333	無
			一般高圧ガス保安規則第52条に規定する家庭用設備の位置		334	無
		家庭用設備の構造詳細図	閉止弁と燃焼器との間の配管の構造		335	無
			硬質管以外の管と硬質管とを接続する部分の締付状況		336	無
(12)	ガス事業法(昭和29年法律第51号)第40条の4の規定が適用される消費機器	各階平面図	ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第九十七号)第108条第一号に規定する燃焼器(以下この項において単に「燃焼器」という。)の排気筒又は排気フードの位置		337	有
			給気口その他給気上有効な開口部の位置及び構造		338	有
			密閉燃焼式の燃焼器の給排気部の位置及び構造		339	有
			燃焼器の排気筒の高さ		340	有
		二面以上の断面図	燃焼器の排気筒又は密閉燃焼式の燃焼器の給排気部が外壁を貫通する箇所の構造		341	有
			燃焼器の種類		342	有
		消費機器の仕様書	ガスの消費量		343	有
			燃焼器出口の排気ガスの温度		344	有
			特定地下街等又は特定地下室等に設置する燃焼器と接続するガス栓における過流出安全機構の有無		345	無
			ガス事業法施行規則第108条第十号に規定する自動ガス遮断装置の有無		346	有
			ガス事業法施行規則第108条第十号に規定するガス漏れ警報装置の有無		347	有

	(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無		
		図書の書類	明示すべき事項					
(13)	消費機器の構造詳細図	消費機器の構造詳細図	燃焼器の排気筒の構造及び取付状況		348	有		
			燃焼器の排気筒を構成する各部の接続部並びに排気筒及び排気扇の接続部の取付状況		349	有		
			燃焼器と直接接続する排気扇と燃焼器との取付状況		350	有		
			密閉燃焼式の燃焼器の給排気部(排気に係るものに限る。)を構成する各部の接続部並びに給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部の取付状況		351	有		
			燃焼器の排気筒に接続する排気扇が停止した場合に燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断する装置の位置		352	有		
		消費機器の使用材料表	燃焼器の排気筒に用いる材料の種類		354	有		
			燃焼器の排気筒に接続する排気扇に用いる材料の種類		355	無		
			密閉燃焼式の燃焼器の給排気部(排気に係るものに限る。)に用いる材料の種類		356	無		
			水道法(昭和32年法律第177号)第16条の規定が適用される給水装置	給水装置の構造詳細図	水道法第16条に規定する給水装置(以下この項において単に「給水装置」という。)の構造		357	有
			給水装置の使用材料表	給水装置の材質		358	有	
(14)	下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項の規定が適用される排水設備	配置図	下水道法第10条第1項に規定する排水設備(以下この項において単に「排水設備」という。)の位置		359	有		
		排水設備の構造詳細図	排水設備の構造		360	有		

	(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
		図書の書類	明示すべき事項			
(15)	下水道法第30条第1項の規定が適用される排水施設	配置図	下水道法第30条第1項に規定する排水施設(以下この項において単に「排水施設」という。)の位置		361	無
		排水施設の構造詳細図	排水施設の構造		362	無
(16)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第38条の2の規定が適用される供給設備及び消費設備	配置図	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第十一号)第18条第一号に規定する貯蔵設備及び同条第三号に規定する貯槽並びに同令第1条第2項第六号に規定する第一種保安物件及び同項第七号に規定する第二種保安物件の位置		363	有
			供給管の配置		364	有
		供給設備の仕様書	貯蔵設備の貯蔵能力		365	有
			貯蔵設備、気化装置及び調整器が供給しうる液化石油ガスの数量		366	有
		一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量			367	有
			供給設備の構造詳細図	貯蔵設備の構造		368
			バルブ、集合装置、気化装置、供給管及びガス栓の構造		369	有
供給設備の使用材料表	貯蔵設備に用いる材料の種別		370	有		
消費設備の構造詳細図	消費設備の構造		371	有		
(17)	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第3条の2第1項の規定が適用される浄化槽	配置図	浄化槽法第3条の2第1項に規定する浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法		372	無

	(い)	(ろ)		法・令・告示	番号	有・無
		図書の書類	明示すべき事項			
(18)	特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第8条の規定が適用される排水設備	配置図	特定都市河川浸水被害対策法第8条に規定する排水設備(以下この項において単に「排水設備」という。)の配置		373	無
		特定都市河川浸水被害対策法第8条の条例で定められた制限に適合することの確認に必要な図書	当該条例で定められた制限に係る排水設備に関する事項		374	無

規則1条の3 1項表1 (抜粋)

図書の書類		明示すべき事項	法・令・告示	番号	有・無
い	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物		375	無
	配置図	縮尺及び方位		376	無
		敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別		377	無
		擁壁の設置その他安全上適当な措置		378	無
		土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ		379	無
		敷地の接する道路の位置、幅員及び種類		380	無
		下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路		381	有

設備関係図書の記事例

一般財団法人 建築行政情報センター
(I C B A)

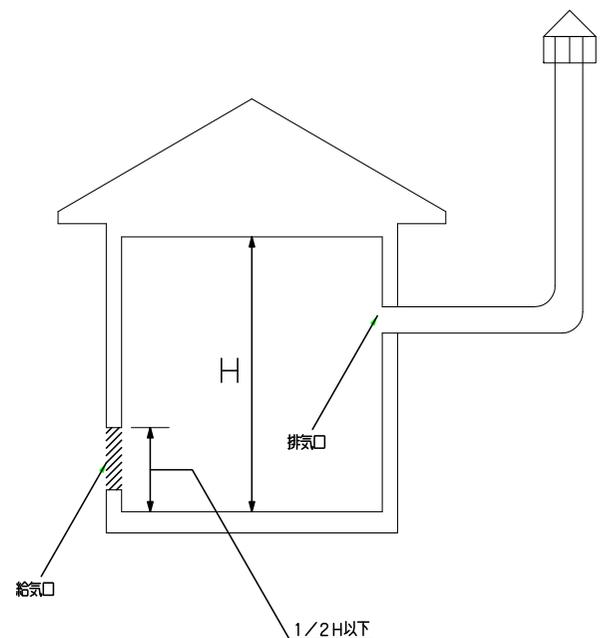
給排水設備	令第 129 条の 2 の 5	図書名	平面図・断面図・構造詳細図
明示すべき事項	給水タンク等の位置及び構造・給水タンク等に設けるマンホール、オーバーフロー管、通気のための装置の位置及び構造		
<p style="text-align: center;">給水タンク等の設置要領 (建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合)</p>			
図面作成、施工上の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> 平面図及び断面図などにより 6 面の保守点検及びマンホールによる内部点検が容易、かつ、安全にできることが確認できる図とする。 給水タンク等の上にポンプ、ポイラー、空気調和機などの機器を設ける場合、飲料水を汚染しないための措置を記入する。 昭和 50 年建設省告示第 1597 号参照 		図面No. 3

給排水設備	令第 129 条の 2 の 5	図書名	配管設備の構造詳細図
明示すべき事項	水栓、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部の構造		
水受け設備等			
洗面器等の場合			
タンク類の場合			
図面作成、施工上の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> あふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ。 吐水口空間が取れない場合、逆止弁を設ける等有効な逆流を防ぐ措置を講ずる。 平成 12 年建設省告示第 1390 号参照 		図面No. 4

給排水設備	令第 129 条の 2 の 5	図書名	配管設備の構造詳細図
明示すべき事項	排水槽（排水を一時的に滞留させるための水槽をいう。）の構造		
<p>・ 通気は直接外気に開放する</p>			
図面作成、施工上の注意事項 ・ 昭和 50 年建設省告示 1597 号参照			図面No. 5

給排水設備	令第 129 条の 2 の 5	図書名	配管設備の構造詳細図				
明示すべき事項	・ 配管設備の構造 ・ 配管設備の覆いの有無						
<p>(令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号イによる場合)</p>							
<p>(令第 129 条の 2 の 5 第 1 項第七号ロによる場合)</p> <p>・ 以下の表に従うものとする。</p> <p>硬質塩化ビニル管等の防火区画等の貫通</p>							
給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚	給水管等の外径			
				給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分			
				防火構造	30分耐火構造	1時間耐火構造	2時間耐火構造
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
排水管及び排水管に附属する通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	4.1mm 以上	61mm	61mm	61mm	61mm
			5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	61mm
			6.6mm 以上	115mm	115mm	90mm	61mm
	厚さ 0.5mm 以上の鉄板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm
			7.0mm 以上	141mm	141mm	115mm	90mm
<p>1 この表において、30分耐火構造、1時間耐火構造及び2時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ30分、1時間及び2時間耐える性能を有する構造をいう。</p> <p>2 給水管等が貫通する令第112条第10項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これらに類するものは、30分耐火構造とみなす。</p> <p>3 内部に電線等を挿入していない予備配管にあつては、当該管の先端を密閉してあること。</p>							
図面作成、施工上の注意事項 ・ 貫通位置および口径は平面図または系統図による。 ・ 平成 12 年建設省告示第 1422 号参照							図面No. 6

給排水設備	令第129条の2の5	図書名	配管設備の構造詳細図
明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜 ・給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置 		
<p>【排水のための配管設備の容量及びその算定方法並びに傾斜】</p> <p>排水管径算定手法 <input type="checkbox"/>排水負荷単位法</p> <p><input type="checkbox"/>定常流量法 (SHASE S206-2000)</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p> <p>*配管の傾斜は有効な数値を確保するものとする。</p> <p>【給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置】</p> <p><input type="checkbox"/>流速を小さくする。</p> <p><input type="checkbox"/>ウォーターハンマー防止器を設置する。</p> <p><input type="checkbox"/>揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する。</p> <p><input type="checkbox"/>その他 ()</p>			
<p>図面作成、施工上の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当部分には、□にはし点を記入する。 			<p>図面No.</p> <p>11</p>

換気設備	令第129条の2の6	図書名	二面以上の断面図 換気設備の構造詳細図
明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・給気口又は給気機の位置 ・排気口若しくは排気機又は排気筒の位置 ・排気筒の立上り部分及び頂部の構造 		
 <p>・換気上有効な給気口及び排気筒を設ける。</p> <p>・給気口は、居室天井高さの2分の1以下の高さの位置に設け、常時外気に開放された構造とする。</p> <p>・排気口（排気筒の居室に面する開口部をいう。）は、給気口より高い位置に設け、常時開放された構造とし、かつ、排気筒の立上り部分に直結する。</p> <p>・排気筒は、排気上有効な立上り部分を有し、その頂部は、外気の流れによって排気が妨げられない構造とし、かつ、直接外気に開放する。</p> <p>・排気筒には、その頂部及び排気口を除き、開口部を設けない。</p> <p>・給気口及び排気口並びに排気筒の頂部には、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をする。</p>			
			<p>図面No.12</p>

換気設備	令第129条の2の6	図書名	換気設備の構造詳細図
明示すべき事項	給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造		
(1) ガラリ			
(2) バンドキャップ			
			図面No.13

換気設備	法第28条第3項	図書名	換気設備の構造詳細図
明示すべき事項	火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別		
(1) 排気フードⅠ型			
			見上図
			断面図
(2) 排気フードⅡ型			
			見上図
			断面図
			※角度は10°以上とする (Note: Angle is 10° or more)
			図面No.14

排煙設備	令第126条の3第1項	図書名	二面以上の断面図 排煙設備の構造詳細図
明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排煙口に設ける手動開放装置の位置 ・ 排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置 ・ 排煙口に設ける手動開放装置の使用法 		
<p>防煙たれ壁：50cm以上</p> <p>天井から80cm以内で、かつ、防煙壁のたけ範囲内</p> <p>有効開口</p> <p>防煙区画部分の床面積の50分の1以上 「令第116条の2第1項第二号」</p> <p>手動開放装置 (見やすい方法で用法を表示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.8m以上1.5m以下 ・ 天井からつり下げて設ける場合においては、床面からおおむね1.8m 			
図面作成上・施工上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 窓の開放方式によって有効面積が異なるので注意する。 ・ 令第116条の2第1項第二号参照 			
			図面No.15

排煙設備	令第5章第2節の規定が適用される 排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令第123条第3項第一号に規定する排煙設備の構造方法 		
特別避難階段の付室の排煙設備 <p>断面図</p> <p>平面図</p>			
図面作成上・施工上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和44年建設省告示第1728号参照。 ・ 外気に向かって開けることのできる窓（常時開放されている部分を含む。）の排煙時に煙に接する部分は、不燃材料で造ること。 ・ 窓は外倒し、突き出し、回転等の方式によるものとし、開放する。 ・ 排煙窓の有効開口面積は2㎡以上とする。 ・ 付室の排煙窓は、延焼のおそれのある部分以外の部分に設ける。 ・ 引き違い窓、押し出し窓、開き窓、回転窓等で令第126条の3で規定する高さの位置に手掛け等があれば、これを令第126条の3の手動開放装置とみなす。 			
			図面No.16

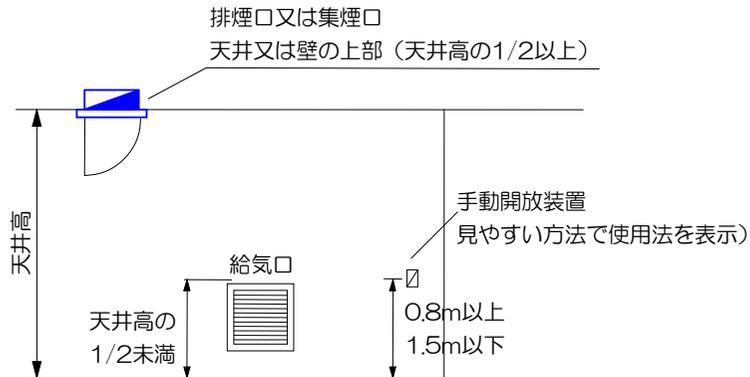
排煙設備	令第5章第3節の規定が適用される排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
明示すべき事項	排煙口の構造		
排煙口			
排煙ダンパー			
図面No.17			

排煙設備	令第5章第2節の規定が適用される排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
明示すべき事項	令第123条第3項第一号に規定する排煙設備の構造方法		
特別避難階段付室の排煙口、給気口の配置			
図面作成、施工上の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 「昭和44年建設省告示第1728号」参照。 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道、その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。 排煙口は開口面積を4㎡以上とする（1秒間につき4㎡以上の排出能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動を開始する構造の排煙機を設けた場合を除く）。 排煙口は、手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。 給気口は、開口面積を1㎡以上とし、付室の床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの1/2未満の部分）をいう。）に設け、かつ、内部の断面積が2㎡以上で直接外気に通ずる給気風道に直接すること。 			
図面No.18			

排煙設備	令第5章第2節の規定が適用される排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
------	----------------------	-----	------------

明示すべき事項 ・ 令第123条第3項第一号に規定する排煙設備の構造方法

特別避難階段付室に設けるスモークタワー方式排煙設備の排煙口、給気口の配置



図面作成、施工上の注意事項

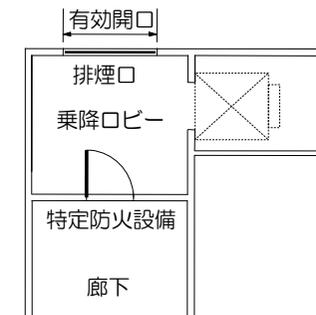
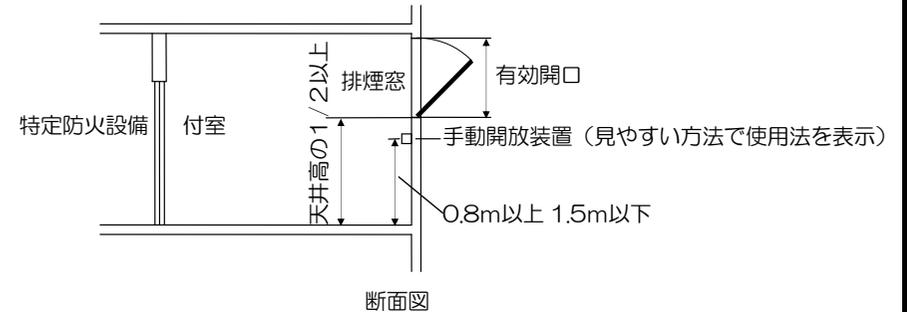
- ・ 「昭和44年建設省告示第1728号」参照。
- ・ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道、その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。
- ・ 排煙口は開口面積を4㎡以上とし、かつ、排煙風道に直結すること。
- ・ 排煙口は、手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。
- ・ 排煙風道は、内部の断面積を6㎡以上とし、鉛直に設け、かつ、その最上部は直接外気に開放すること。
- ・ 給気口は、開口面積を1㎡以上とし、付室の床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの1/2未満の部分）をいう。）に設け、かつ、内部の断面積が2㎡以上で直接外気に通ずる給気風道に直接すること。

図面No.19

排煙設備	令第129条の13の3の規定が適用される排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
------	--------------------------	-----	------------

明示すべき事項 ・ 令第129条の13の3第3項第二号に規定する排煙設備の構造方法

非常用エレベーターの乗降ロビーの排煙設備



平面図

図面作成上・施工上の注意事項

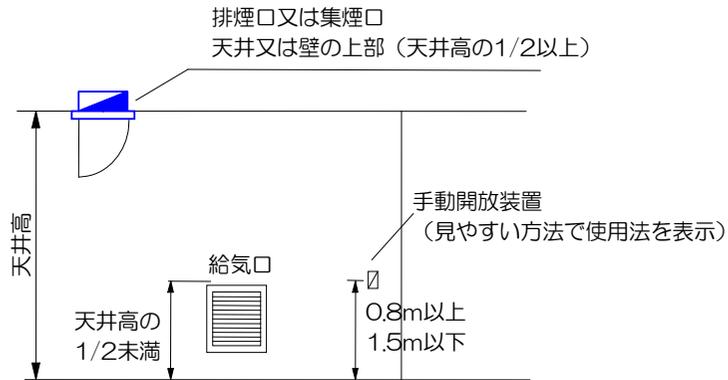
- ・ 昭和45年建設省告示第1833号参照。
- ・ 外気に向かって開けることのできる窓（常時開放されている部分を含む。）の排煙時に煙に接する部分は、不燃材料で造ること。
- ・ 窓は外倒し、突き出し、回転等の方式によるものとし、開放する。
- ・ 排煙窓の有効開口面積は2㎡以上とする。
- ・ 乗降ロビーの排煙窓は、延焼のおそれのある部分以外の部分に設ける。
- ・ 引き違い窓、押し出し窓、開き窓、回転窓等で令第126条の3で規定する高さの位置に手掛け等があれば、これを令第126条の3の手動開放装置とみなす。

図面No.20

排煙設備	令第129条の13の3の規定が適用される排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
------	--------------------------	-----	------------

明示すべき事項	・ 令第129条の13の3第3項第二号に規定する排煙設備の構造方法
---------	-----------------------------------

非常用昇降機の乗降ロビーの排煙口、給気口の配置



図面作成、施工上の注意事項

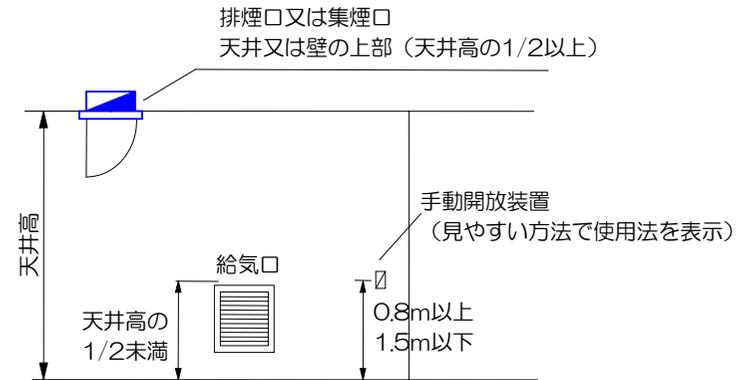
- ・ 「昭和45年建設省告示第1833号」参照。
- ・ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道、その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。
- ・ 排煙口は開口面積を4㎡以上とする（1秒間につき4㎡以上の排出能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動を開始する構造の排煙機を設けた場合を除く）。
- ・ 排煙口は、手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。
- ・ 給気口は、開口面積を1㎡以上とし、乗降ロビーの床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの1/2未満の部分）に設け、かつ、内部の断面積が2㎡以上で直接外気に通ずる給気風道に直接すること。

図面No.21

排煙設備	令第129条の13の3の規定が適用される排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
------	--------------------------	-----	------------

明示すべき事項	・ 令第129条の13の3第3項第二号に規定する排煙設備の構造方法
---------	-----------------------------------

非常用昇降機の乗降ロビーに設けるスモークタワー方式排煙設備の排煙口、給気口の配置



図面作成、施工上の注意事項

- ・ 「昭和45年建設省告示第1833号」参照。
- ・ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道、その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。
- ・ 排煙口は開口面積を4㎡以上とし、かつ、排煙風道に直結すること。
- ・ 排煙口は、手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。
- ・ 排煙風道は、内部の断面積を6㎡以上とし、鉛直に設け、かつ、その最上部は直接外気に開放すること。
- ・ 給気口は、開口面積を1㎡以上とし、乗降ロビーの床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの1/2未満の部分）に設け、かつ、内部の断面積が2㎡以上で直接外気に通ずる給気風道に直接すること。

図面No.22

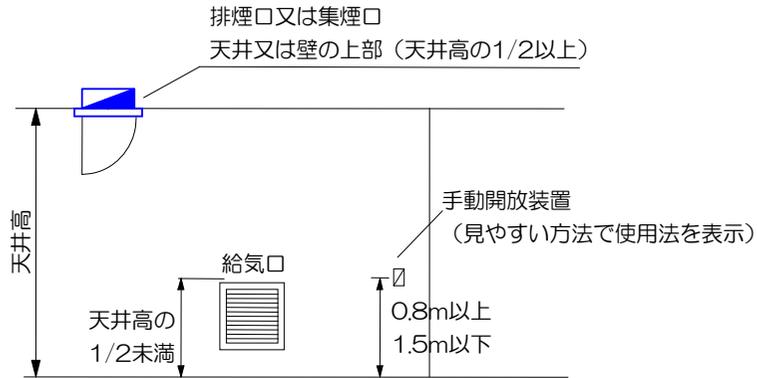
排煙設備	令第129条の13の3第3の規定が適用される排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
明示すべき事項	・ 令第129条の13の3第3項第二号に規定する排煙設備の構造方法		
特別避難階段付室、兼非常用昇降機の乗降ロビーの排煙設備			
図面作成上、施工上の注意事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和45年建設省告示第1833号参照。 ・ 外気に向かって開けることのできる窓（常時開放されている部分を含む。）の排煙時に煙に接する部分は、不燃材料で造ること。 ・ 窓は外倒し、突き出し、回転等の方式によるものとし、開放する。 ・ 排煙窓の有効開口面積は3㎡以上とする。 ・ 付室の排煙窓は、延焼のおそれのある部分以外の部分に設ける。 ・ 引き違い窓、押し出し窓、開き窓、回転窓等で令第126条の3で規定する高さの位置に手掛け等があれば、これを令第126条の3の手動開放装置とみなす。 			
			図面No.23

排煙設備	令第129条の13の3の規定が適用される排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
明示すべき事項	・ 令第129条の13の3第3項第二号に規定する排煙設備の構造方法		
特別避難階段付室兼、非常用昇降機の乗降ロビーの排煙口、給気口の配置			
図面作成、施工上の注意事項			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「昭和45年建設省告示第1833号」参照。 ・ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道、その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。 ・ 排煙口は開口面積を6㎡以上とする（1秒間につき6㎡以上の排出能力を有し、かつ、排煙口の一の開放に伴い、自動的に作動を開始する構造の排煙機を設けた場合を除く）。 ・ 排煙口は、手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。 ・ 給気口は、開口面積を1.5㎡以上とし、付室兼乗降ロビーの床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの1/2未満の部分を用いる。）に設け、かつ、内部の断面積が3㎡以上で直接外気に通ずる給気風道に直接すること。 			
			図面No.24

排煙設備	令第129条の13の3の規定が適用される排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
------	--------------------------	-----	------------

明示すべき事項	・ 令第129条の13の3第3項第二号に規定する排煙設備の構造方法
---------	-----------------------------------

特別避難階段付室兼、非常用昇降機の乗降ロビーに設けるスモークタワー方式排煙設備の排煙口、給気口の配置



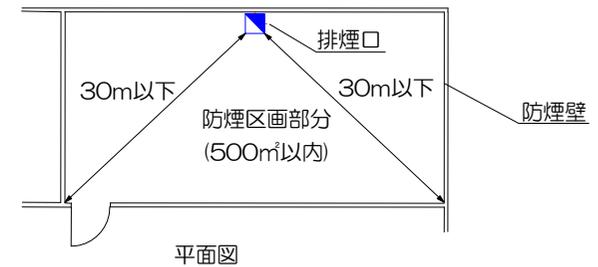
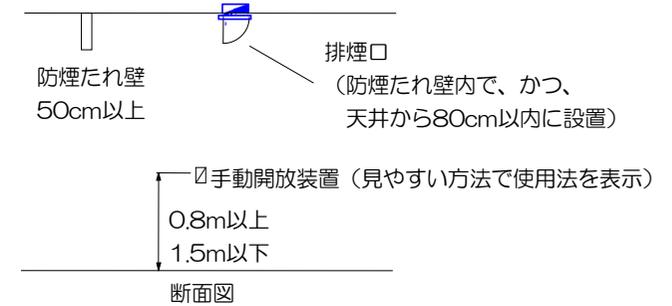
図面作成、施工上の注意事項

- ・ 「昭和45年建設省告示第1833号」参照。
- ・ 排煙設備の排煙口、排煙風道、給気口、給気風道、その他排煙時に煙に接する排煙設備の部分は、不燃材料で造ること。
- ・ 排煙口は開口面積を6㎡以上とし、かつ、排煙風道に直結すること。
- ・ 排煙口は、手動開放装置、煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き、閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを有すること。
- ・ 排煙風道は、内部の断面積を9㎡以上とし、鉛直に設け、かつ、その最上部は直接外気に開放すること。
- ・ 給気口は、開口面積を1.5㎡以上とし、乗降ロビーの床又は壁の下部（床面からの高さが天井の高さの1/2未満の部分をいう。）に設け、かつ、内部の断面積が3㎡以上で直接外気に通ずる給気風道に直接すること。

図面No.25

排煙設備	令第126条の3第1項	図書名	断面図 構造詳細図
明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排煙口に設ける手動開放装置の位置 ・ 排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置 		

排煙口、排煙手動起動装置の配置



図面作成、施工上の注意事項

- ・ 令第126条の2第1項参照。
- ・ 建築物をその床面積500㎡以内ごとに、防煙壁で区画すること。
- ・ 排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。
- ・ 排煙口は、防煙区画部分のそれぞれについて、当該防煙区画部分の各部分から排煙口の一に至る水平距離が30m以下となるように、天井又は壁の上部に設け、直接外気に接する場合を除き、排煙風道に直結すること。
- ・ 排煙口には、令第126条の3第1項第4号の手動開放装置若しくは煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを設けること。
- ・ 排煙口が防煙区画部分の床面積の1/50以上の開口面積を有し、かつ、直接外気に接すること（1の排煙口の開放に伴い自動的に作動し、かつ、1分間に、120㎡以上で、かつ、防煙区画部分の床面積1㎡につき1㎡（2以上の防煙区画部分に係る排煙機にあつては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のものの床面積1㎡につき2㎡）以上の空気を排出する能力を有する排煙機を設ける場合を除く）。

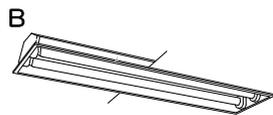
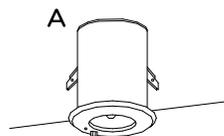
図面 26

電気設備	法第 32 条	図書名	各階平面図
明示すべき事項	・ 常用の電源及び予備電源の種類及び位置		
<p>1 階平面図</p> <p>ピット階平面図</p>			
図面作成、施工上の注意事項 ・ 主開閉器盤の位置、住戸幹線の経路を記載する			図面No.27

電気設備	法第 32 条	図書名	電気設備の構造詳細図
明示すべき事項	・ 受電設備の電気配線の状況 ・ 常用の電源及び予備電源の種類及び構造 ・ 予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況		
<p>自家発電設備</p> <p>ENG — ACG</p> <p>MCCB 3P</p> <p>LBS 3P</p> <p>T 3φ3W</p> <p>MCCB 3P</p> <p>FPT200×2</p> <p>DT-MC3P</p> <p>HIV200×3×2</p> <p>停電+火災で開</p> <p>保安動力</p> <p>FPT38</p> <p>非常用エレベーター 15 kW</p> <p>HIV38×3</p> <p>スコット T</p> <p>MCCB 3P</p> <p>FP5.5/2C</p> <p>非常コンセント 1.5 kVA</p> <p>一般動力配電盤</p> <p>防災・保安動力配電盤</p> <p>防災・保安電灯配電盤</p>			
図面作成、施工上の注意事項 ・ 受電電圧、架空・地中引込の区別、引込配線の仕様、主しゅ断装置の種類 ・ 予備電源の種類と予備電源から供給する負荷の名称、容量、及び電気配線仕様 ・ 予備電源からの電源供給時の接続状況			図面No. 28

電気設備	法第 32 条	図書名	電気設備の構造詳細図
明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・受電設備の電気配線の状況 ・常用の電源及び予備電源の種類及び構造 		
<p>高圧キャビネット (電力会社供給取付)</p> <p>3φ3W6600V 50Hz 電力引込 (地中)</p> <p>6kV CVT 38</p> <p>VCT</p> <p>LBS 3P</p> <p>T 1φ3W</p> <p>電灯配電盤</p> <p>T 3φ3W</p> <p>動力配電盤</p>			
図面作成、施工上の注意事項 ・受電電圧、架空・地中引込の区別、引込配線の仕様、主しや断装置の種類を記載する。			図面No.29

電気設備	法第 35 条令第 5 章第 4 節	図書名	各階平面図 非常用の照明装置の構造詳細図
明示すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 非常用の照明装置によって、床面において1ルクス以上の照度を確保することができる範囲 予備電源の位置 照明器具の構造 		



非常用白熱灯専用型
非常時・非常灯用ハロゲン電球 30w×1 点灯

非常用蛍光灯併用型
非常時 FHF32wx1 (1000 lm) 点灯

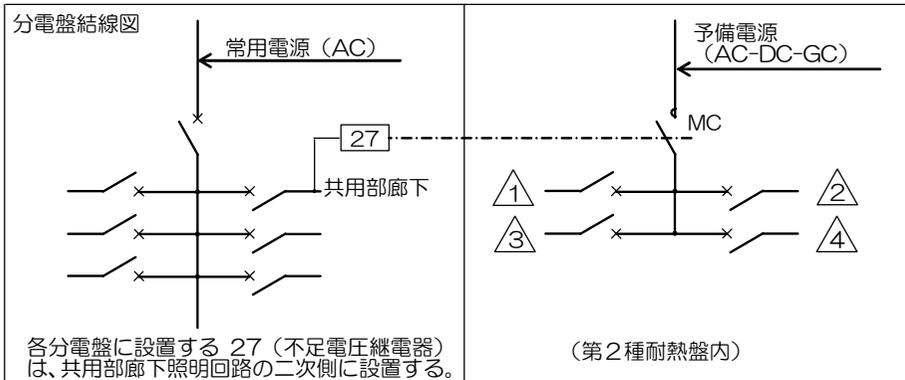
非常用照明器具は、平成 12 年建設省告示第 1405 号に適合する構造とし、(社)日本照明器具工業会(JIL)適合品とする。特記無き非常用照明は電池内蔵型とする。

A 同等器具の 30 分点灯後の床面水平面照度 1 lx 以上の最大取付間隔

器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m	7.0m
単体配置 A1	3.9 m	4.0	4.1	4.1	4.0	3.6	2.7	1.0
直線配置 A2	9.4 m	9.9	10.2	10.8	11.5	11.4	10.8	10.0
四角配置 A4	8.1 m	8.7	9.0	9.6	10.7	11.4	10.8	10.0

B 同等器具の 30 分点灯後の床面水平面照度 2 lx 以上の最大取付間隔

器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m	5.0m	6.0m	7.0m	
単体配置	A1	3.9 m	4.0	4.1	4.4	4.6	4.6	4.3	3.7
	A'1	3.9 m	4.0	4.1	4.4	4.6	4.6	4.3	3.5
	B1	3.7 m	3.9	4.0	4.1	4.3	4.3	4.0	3.5
直線配置	A2	9.4 m	9.9	10.2	11.0	12.1	12.7	13.0	13.0
	B2	9.1 m	9.5	9.7	10.2	11.4	12.0	12.1	12.0
四角配置	A4	8.2 m	8.7	9.0	9.8	11.0	11.8	12.5	13.0
	B4	8.2 m	8.7	9.0	9.4	10.5	11.4	11.8	12.0



図面作成、施工上の注意事項

- 非常時 30 分点灯後の必要照度を確保する最大取付間隔
- 非常用照明器具の適合する法令、規格
- 予備電源からの電源供給時の接続状況を記載する

図面No.31

避雷設備	法第 33 条の規定が適用される避雷設備	図書名	二面以上の立面図 小屋伏図 避雷設備の構造詳細図 避雷設備の使用材料表
------	----------------------	-----	--

明示すべき事項 <別紙サンプル図参照>

<別紙サンプル図参照>

図面作成、施工上の留意点

- 受雷部システム、引き下げ導線又は接地極の位置については、小屋伏図のほか各階平面図等に記載する方法が考えられる。

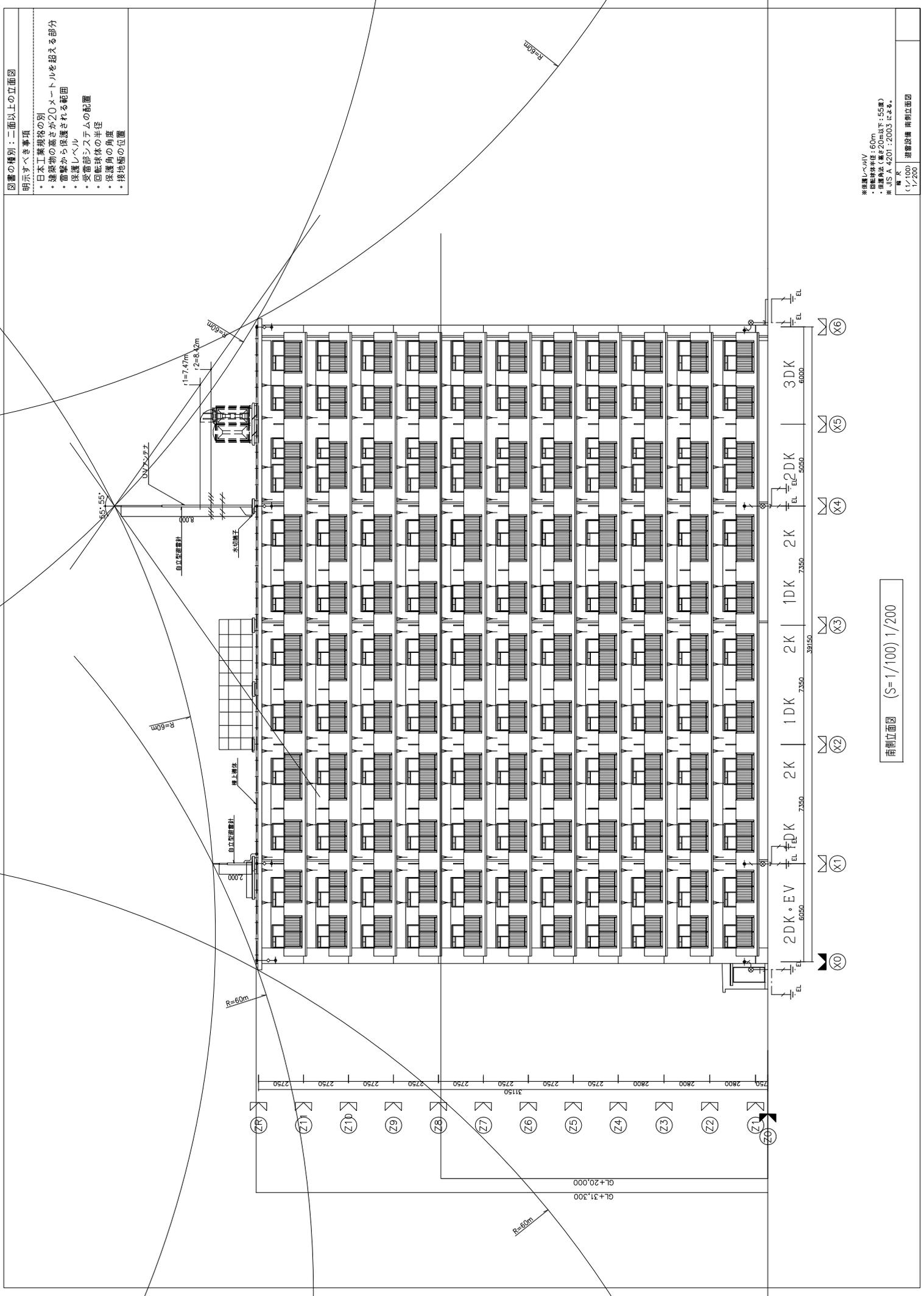
図面No.

32

図書の種別：二面以上の立面図

明示すべき事項

- 日本工業規格の別
- 建築物の高さが20メートルを超える部分
- 雷撃から保護される範囲
- 保護レベル
- 避雷針システムの配置
- 回転球体の半径
- 保護角の角度
- 接地極の位置



※保護レベルIV
 ・避雷針半径：60m
 ・避雷針半径：(半径)以下(55度)
 ・避雷針半径：201:2003による
 備考
 (1/100) 避雷針 南側立面図
 1/200

南側立面図 (S=1/100) 1/200

図書の種別：二面以上の立面図

明示すべき事項

- ・ 日本工業規格の別
- ・ 建築物の高さが20メートルを超える部分
- ・ 雷撃から保護される範囲
- ・ 保護レベル
- ・ 避雷針システムの配置
- ・ 回転球体の半径
- ・ 保護角の角度
- ・ 接地極の位置

55°55'

UVアクリル

手すりを使用(ボンディング)

屋上階段

8000

2000

R=60m

R=60m

R=60m

R=60m

GL+20,000

1680

1880

9550

Y0

Y1

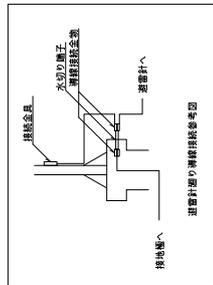
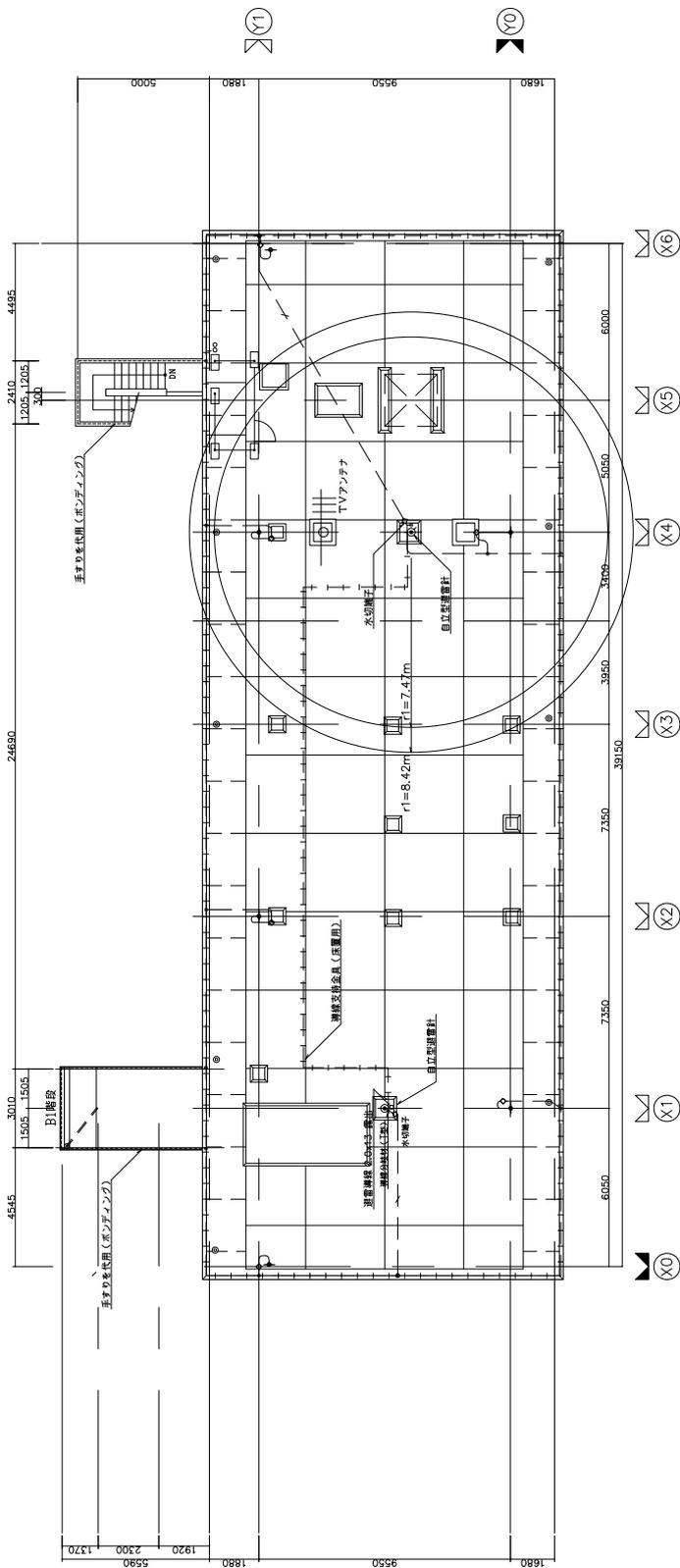
EL EL

東側立面図 (S=1/100) 1/200

図書の種別：小図伏図

明示すべき事項

- ・受電部システムの配置
- ・雷撃から保護される範囲

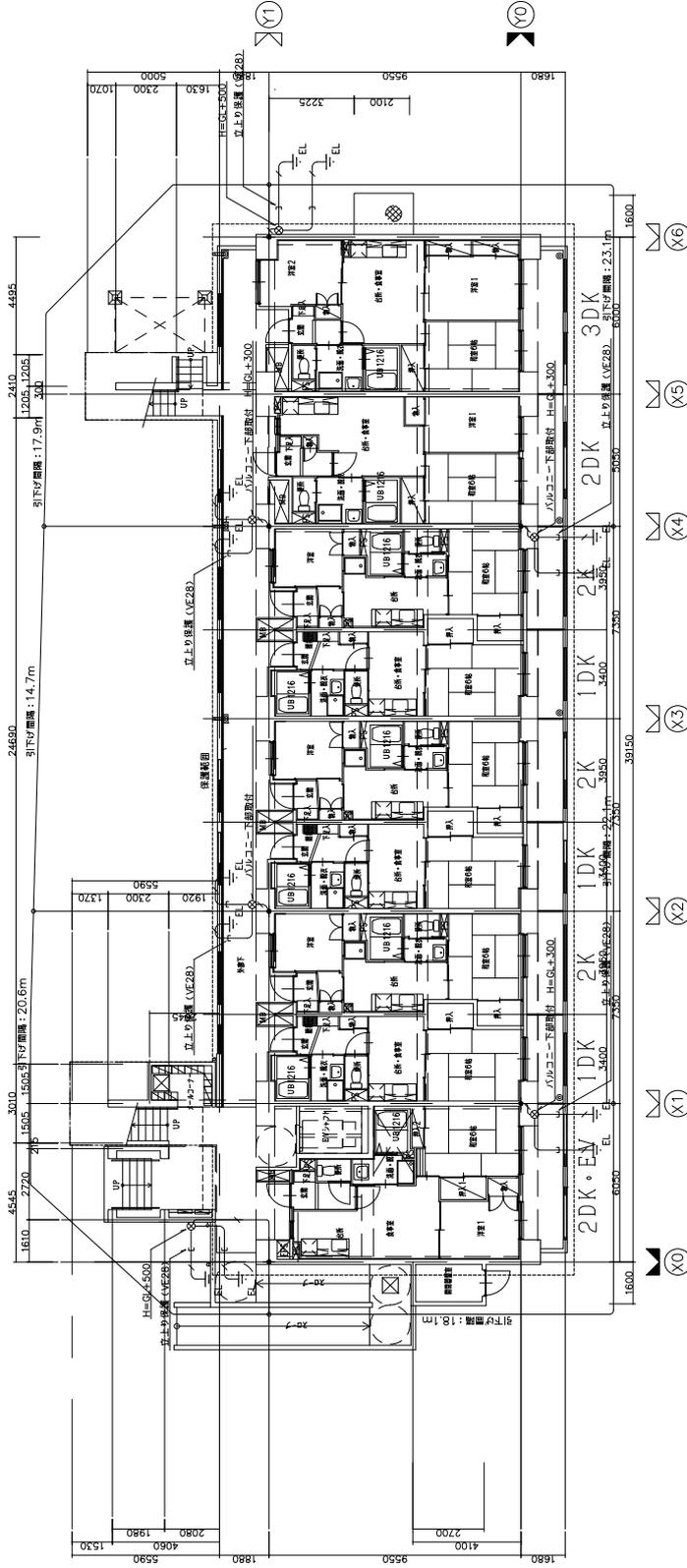


※ 雷の誘引は避雷針周辺は排除すること。

図書の種別：名簿平面図

明示すべき事項

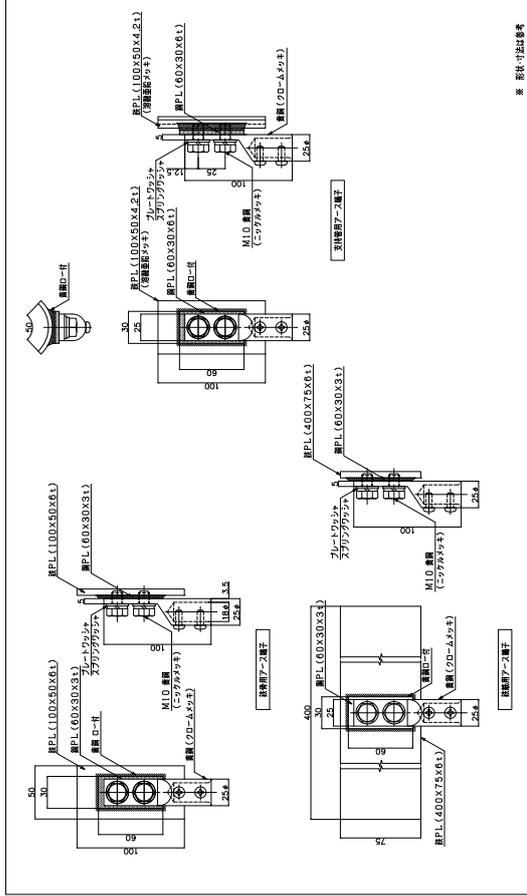
- ・引下の導線の位置
- ・引下の間隔
- ・端子箱の位置
- ・接地極の位置
- ・凡例



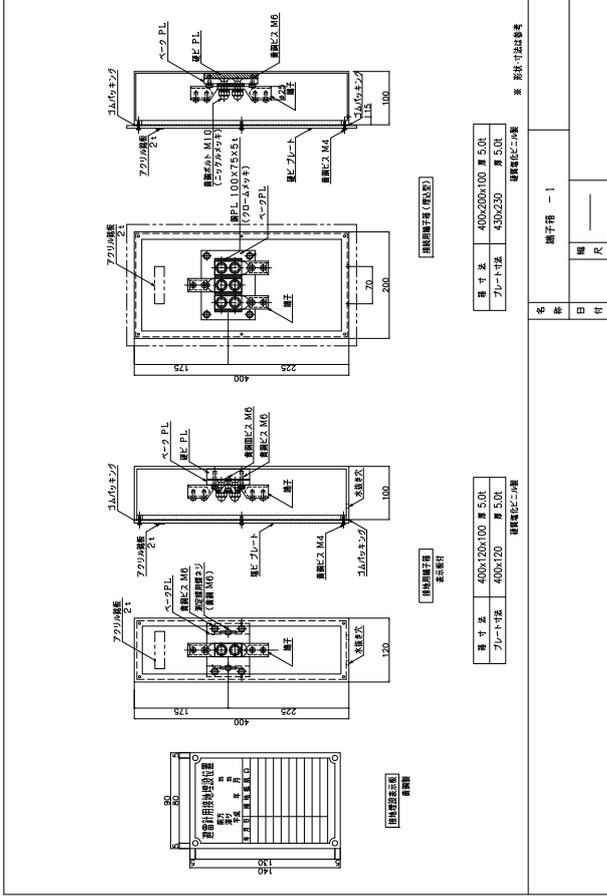
図書名：避難設備の構造詳細図
 避難設備の使用材料表

明示すべき事項

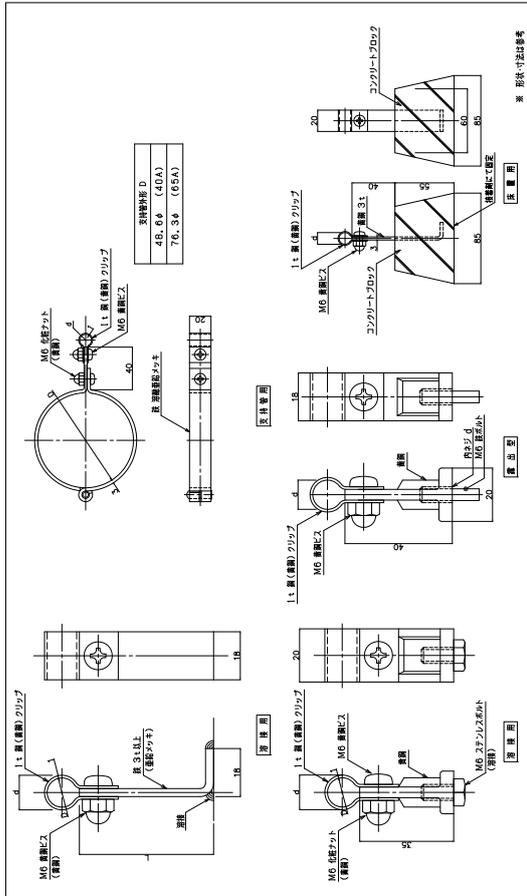
- ・構造、接続部の構造
- ・腐食しにくい材料を用い、又は有効な又は有効な腐食防止のための措置を講じた
- ・避難設備の部分



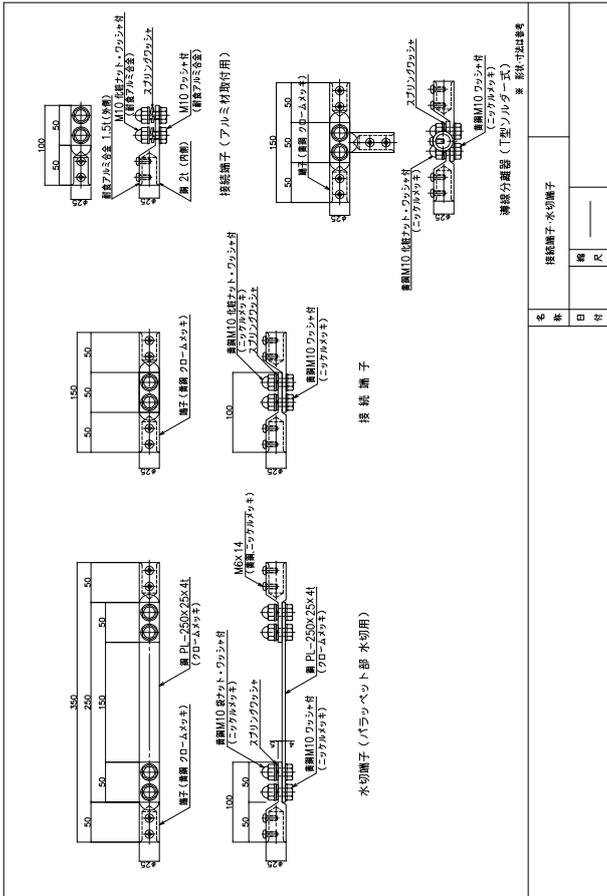
アース端子			
名	日	付	備考



端子台 - 1			
名	日	付	備考



接続支持金具			
名	日	付	備考



接続端子・水切端子			
名	日	付	備考

避雷設備	法第33条、令第129条の14・15 平12建告第1425号	図書名	支持管風圧強度計算書(3)
明示すべき事項			
(JIS A 4201 : 2003) (2m 支持管計算)			
算定条件			
地方の区分	・・・	〔三〕	
風速 V_0	・・・	34	[m/s]
地表面粗度区分	・・・	Ⅲ	
突針	・・・	JIS 中型	
支持管材質	・・・	STK 溶融亜鉛メッキ仕上	
支持管有効長さ L	・・・	2.0	[m]
支持管寸法 D	・・・	48.6	[mm]
t	・・・	3.2	[mm]
GLより建物の高さ H	・・・	31.3	[m]
支持管材質の短期許容応力度 f_b	・・・	235	[N/mm ²]
計算結果			
応力度 σ	=	19.2	< $f_b=235$ [N/mm ²]
上記計算により、建築基準法の規定に基づく風圧に耐えることが出来る。			
			図面No.35

避雷設備	法第33条、令第129条の14・15 平12建告第1425号	図書名	支持管風圧強度計算書(1)	
明示すべき事項				
(JIS A 4201 : 2003) (8m 支持管計算)				
設計基準				
建築基準法施行令第87条に基づく (平成12年6月1日)				
基本計算式				
風速 V_0	: 国土交通大臣が定める地方の区分(一)から(九)における風速 [m/s]			
速度圧 q	=	$0.6 \times E \times V_0^2$	[N/m ²]	
E	=	$E_r^2 \times G_f$		
▶ E_r	=	$1.7 \times (H/Z_G)^\alpha$	[$H > Z_b$]	
E_r	=	$1.7 \times (Z_b/Z_G)^\alpha$	[$H \leq Z_b$]	
▼				
地表面粗度区分	I	II	III	IV
Z_b	5	5	5	10
Z_G	250	350	450	550
α	0.10	0.15	0.20	0.27
ガスト影響係数	G_f			
(一) $H \leq 10$	2.0	2.2	2.5	3.1
▶ (二) $10 < H < 40$	J			
(三) $H \geq 40$	1.8	2.0	2.1	2.3
I・II・III・IV : 特定行政庁が定める区域				
J : (一)と(三)とに掲げる数値を直線的に補間した数値				
			図面No.36	

避雷設備	法第 33 条、令第 129 条の 14・15 平 12 建告第 1425 号	図書名	支持管取付台 風圧強度計算書(3)
明示すべき事項			
(JIS A 4201 : 2003) (2m 支持管取付台計算)			
算定条件			
取付台材質	・・・	鉄 (SS400) 溶融亜鉛メッキ	
取付台寸法	t_b	・・・	12 [mm]
	l_a	・・・	350 [mm]
短期許容応力度	f_b	・・・	235 [N/mm ²]
アンカーボルト材質	・・・	鉄 (SS400) 溶融亜鉛メッキ	
アンカーボルト外径 d	・・・	20 [mm]	
アンカーボルト本数 n	・・・	4 [本]	
短期許容引張応力度	f_{ta}	・・・	175 [N/mm ²]
短期許容せん断応力度	f_{sa}	・・・	130 [N/mm ²]
計算結果			
ベースプレート	応力度	$\sigma_b = 6.42 < f_b = 235$	[N/mm ²]
アンカーボルト (引張)	応力度	$\sigma_{bt} = 0.975 < f_{bt} = 175$	[N/mm ²]
アンカーボルト (せん断)	応力度	$\sigma_{bs} = 0.114 < f_{bs} = 130$	[N/mm ²]
上記計算により、建築基準法の規定に基づく風圧に耐えることが出来る。			
			図面No.41

避雷設備	法第 33 条、令第 129 条の 14・15 平 12 建告第 1425 号	図書名	支持管取付台 風圧強度計算書(1)																																											
明示すべき事項																																														
(JIS A 4201 : 2003) (8m 支持管取付台計算)																																														
設計基準																																														
建築基準法施行令第 87 条に基づく (平成 12 年 6 月 1 日)																																														
基本計算式																																														
速度圧	q	$= 0.6 \times E \times V_o^2$	[N/m ²]																																											
	E	$= E_r^2 \times G_f$																																												
	E_r	$= 1.7 \times (H/Z_G)^\alpha$	[H > Z _b]																																											
	E_r	$= 1.7 \times (Z_b/Z_G)^\alpha$	[H ≤ Z _b]																																											
▼																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>地表面粗度区分</th> <th>I</th> <th>II</th> <th>III</th> <th>IV</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Z_b</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>Z_G</td> <td>250</td> <td>350</td> <td>450</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>α</td> <td>0.10</td> <td>0.15</td> <td>0.20</td> <td>0.27</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ガスト影響係数</td> <td colspan="3">G_f</td> </tr> <tr> <td>(一)</td> <td>H ≤ 10</td> <td>2.0</td> <td>2.2</td> <td>2.5</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>(二)</td> <td>10 < H < 40</td> <td colspan="3">J</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(三)</td> <td>H ≥ 40</td> <td>1.8</td> <td>2.0</td> <td>2.1</td> <td>2.3</td> </tr> </tbody> </table>				地表面粗度区分	I	II	III	IV	Z _b	5	5	5	10	Z _G	250	350	450	550	α	0.10	0.15	0.20	0.27	ガスト影響係数		G _f			(一)	H ≤ 10	2.0	2.2	2.5	3.1	(二)	10 < H < 40	J				(三)	H ≥ 40	1.8	2.0	2.1	2.3
地表面粗度区分	I	II	III	IV																																										
Z _b	5	5	5	10																																										
Z _G	250	350	450	550																																										
α	0.10	0.15	0.20	0.27																																										
ガスト影響係数		G _f																																												
(一)	H ≤ 10	2.0	2.2	2.5	3.1																																									
(二)	10 < H < 40	J																																												
(三)	H ≥ 40	1.8	2.0	2.1	2.3																																									
I・II・III・IV : 特定行政庁が定める区域																																														
J : (一) と (三) とに掲げる数値を直線的に補間した数値																																														
			図面No.42																																											

避雷設備	法第33条、令第129条の14・15 平12建告第1425号	図書名	支持管取付台 風圧強度計算書(2)																						
明示すべき事項																									
(JIS A 4201:2003) (8m 支持管取付台計算)																									
受圧面積	$A = D \times L \times 10^{-3}$	[m ²]																							
風圧力	$P = C_f \times q \times A$	[N]																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">風力係数</th> <th>C_f</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一)</td> <td>$H/B \leq 1$</td> <td>$0.7 \times K_z$</td> </tr> <tr> <td>(二)</td> <td>$1 < H/B < 8$</td> <td>$J \times K_z$</td> </tr> <tr> <td>▶ (三)</td> <td>$H/B \geq 8$</td> <td>$0.9 \times K_z$</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>K_z</td> </tr> <tr> <td colspan="2">$H \leq Z_b$</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">▶ $H > Z_b$</td> <td>$H \leq Z_b$</td> <td>$(Z_b/H)^{2\alpha}$</td> </tr> <tr> <td>$H > Z_b$</td> <td>$(h/H)^{2\alpha}$</td> </tr> </tbody> </table>	風力係数		C_f	(一)	$H/B \leq 1$	$0.7 \times K_z$	(二)	$1 < H/B < 8$	$J \times K_z$	▶ (三)	$H/B \geq 8$	$0.9 \times K_z$			K_z	$H \leq Z_b$		1.0	▶ $H > Z_b$	$H \leq Z_b$	$(Z_b/H)^{2\alpha}$	$H > Z_b$	$(h/H)^{2\alpha}$	
風力係数		C_f																							
(一)	$H/B \leq 1$	$0.7 \times K_z$																							
(二)	$1 < H/B < 8$	$J \times K_z$																							
▶ (三)	$H/B \geq 8$	$0.9 \times K_z$																							
		K_z																							
$H \leq Z_b$		1.0																							
▶ $H > Z_b$	$H \leq Z_b$	$(Z_b/H)^{2\alpha}$																							
	$H > Z_b$	$(h/H)^{2\alpha}$																							
	B : 風向きに対する見付幅 ($D \times 10^{-3}$)	[m]																							
	h : $H + L/2$	[m]																							
曲げモーメント	$M = P \times L/2 \times 10^3$	[N・mm]																							
アンカーボルトの検討																									
引張力	$T = M / \sqrt{2} / l_a$	[N]																							
せん断力	$Q = \Sigma P$	[N]																							
断面積	$A_b = \pi \times d^2 / 4$	[mm ²]																							
応力度	$\sigma_{bt} = T / A_b$	[N/mm ²]																							
	$\sigma_{bs} = Q / (n \times A_b)$	[N/mm ²]																							
判定	$\sigma_{bt} < f_{ta}$	[OK]																							
	$\sigma_{bs} < f_{sa}$	[OK]																							
ベースプレートの検討																									
曲げモーメント	$M_b = T \times l_a / 2\sqrt{2}$	[N/mm ²]																							
断面係数	$Z_b = 1/6 \times \sqrt{2}/2 \times l_a \times t_b^2$	[mm ³]																							
応力度	$\sigma_b = M_b / Z_b$	[N/mm ²]																							
判定	$\sigma_b < f_b$	[OK]																							
図面No.43																									

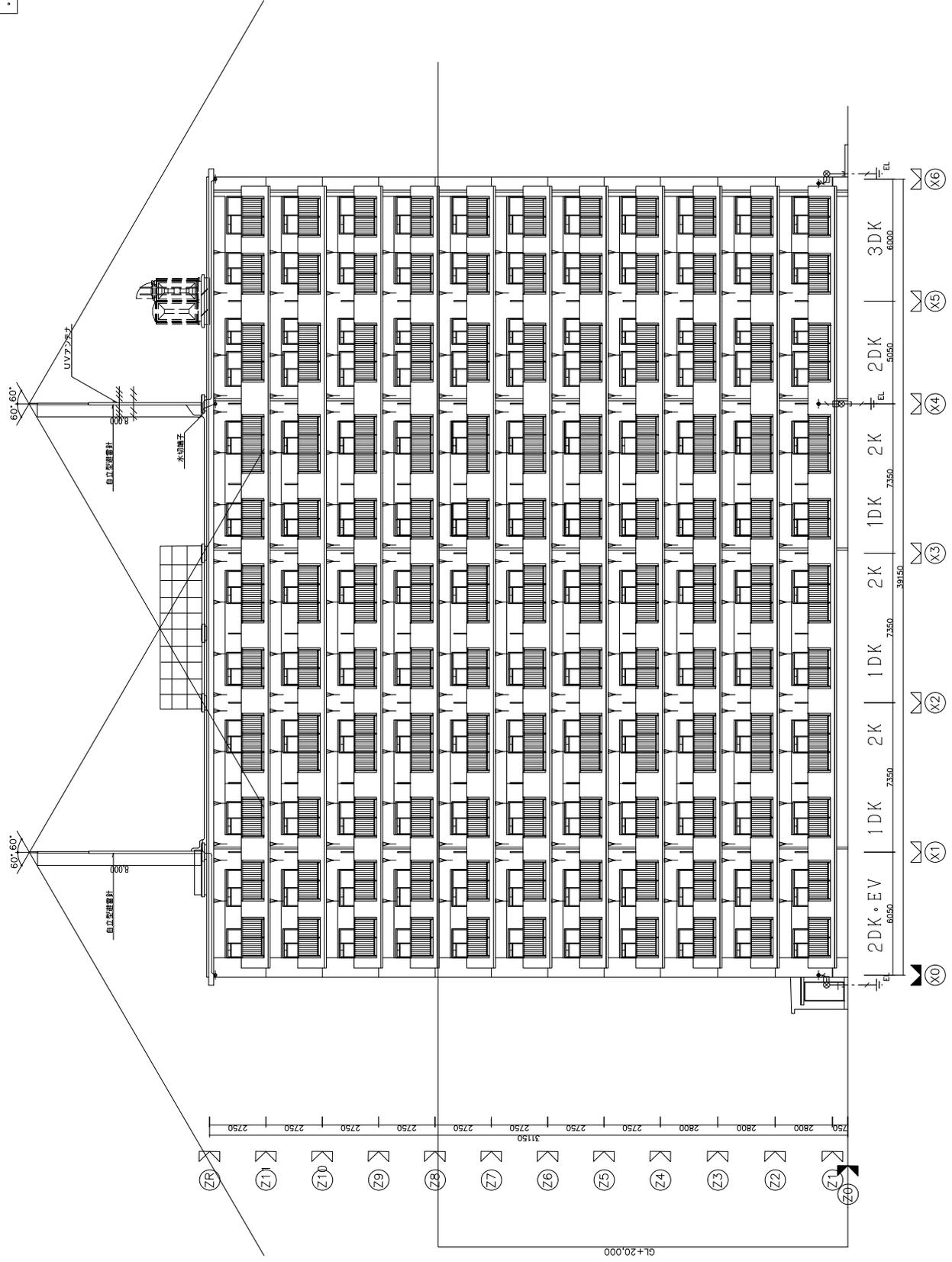
避雷設備	法第33条、令第129条の14・15 平12建告第1425号	図書名	支持管取付台 風圧強度計算書(3)
明示すべき事項			
(JIS A 4201:2003) (8m 支持管取付台計算)			
算定条件			
取付台材質	・・・	鉄 (SS400) 溶融亜鉛メッキ	
取付台寸法	t_b	・・・ 12	[mm]
	l_a	・・・ 350	[mm]
短期許容応力度	f_b	・・・ 235	[N/mm ²]
アンカーボルト材質	・・・	鉄 (SS400) 溶融亜鉛メッキ	
アンカーボルト外径 d	・・・	20	[mm]
アンカーボルト本数 n	・・・	4	[本]
短期許容引張応力度 f_{ta}	・・・	175	[N/mm ²]
短期許容せん断応力度 f_{sa}	・・・	130	[N/mm ²]
計算結果			
ベースプレート	応力度	$\sigma_b = 188 < f_b = 235$	[N/mm ²]
アンカーボルト (引張)	応力度	$\sigma_{bt} = 28.6 < f_{bt} = 175$	[N/mm ²]
アンカーボルト (せん断)	応力度	$\sigma_{bs} = 0.939 < f_{bs} = 130$	[N/mm ²]
上記計算により、建築基準法の規定に基づく風圧に耐えることが出来る。			
図面No.44			

避雷設備	法第33条の規定が適用される避雷設備	図書名	二面以上の立面図 小屋伏図 避雷設備の構造詳細図 避雷設備の使用材料表
明示すべき事項	〈別紙サンプル図参照〉		
<p>〈別紙サンプル図参照〉</p>			
図面作成、施工上の留意点 ・ 受雷部システム、引き下げ導線又は接地極の位置については、小屋伏図のほか各階平面図等に記載する方法が考えられる。			図面No. 45

図名：二面以上の立面図

明示すべき事項

- ・日本工業規格の別
- ・建築物の高さが20メートルを超える部分
- ・雷撃から保護される範囲
- ・受雷部システムの配置
- ・保護員の角度
- ・接地極の位置



南側立面図 (S=1/100) 1/200

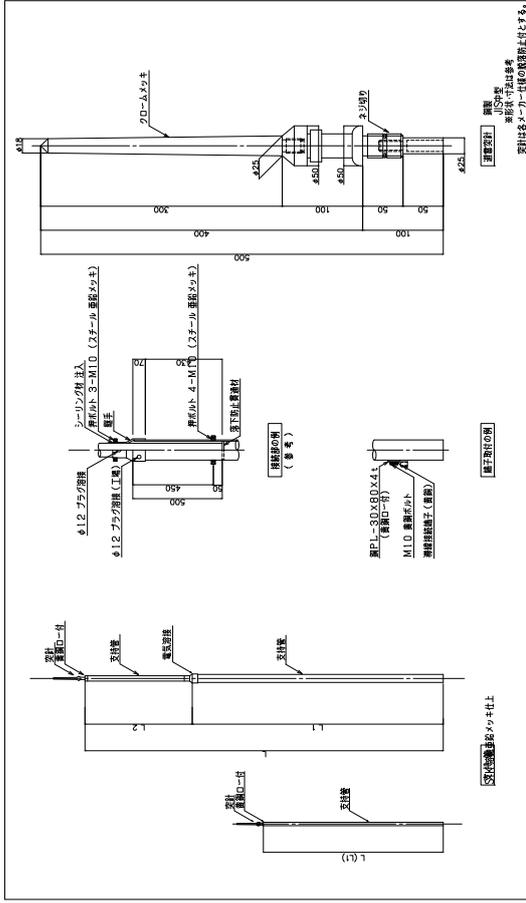
※JIS A 4201:1992による。
 縮尺 (1/100) 建築設備 南側立面図
 1/200

図書名：避雷設備の構造詳細図
 避雷設備の使用材料表

明示すべき事項

- ・日本工業規格の別
- ・受雷部の構造
- ・接地極の構造
- ・支持極の構造
- ・隔盒しにくい材料を用い、又は有効な又は有効な避雷防止のための措置を講じた

避雷設備の部分



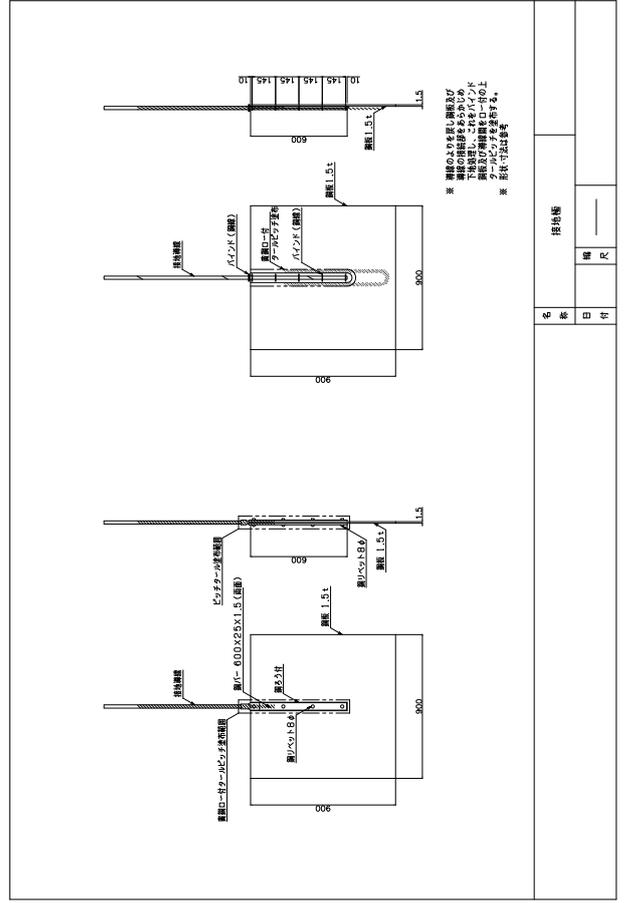
避雷針 (標準型)		自立型 (標準型)	
長さ (m)	L1 (m)	L2 (m)	L2 (m)
5	48.6* 3.2t 5.0m	4.0m	11 76.3* 4.2t 5.0m
6	76.3* 4.2t 5.5m	48.6* 3.2t 0.5m	5.0m 12 89.1* 4.2t 5.5m
7	89.1* 4.2t 5.5m	60.5* 3.2t 1.5m	5.5m 13 101.6* 4.2t 5.5m
8	89.1* 4.2t 5.5m	60.5* 3.2t 2.5m	6.5m 14 114.3* 4.5t 5.5m

(注) 支持極はSTK(一般用)またはSTK400以上用避雷針より構成とする。
 L1は 避雷針の長さ (m) とする。
 L2は 避雷針の長さ (m) とする。
 避雷針は、ポール取付高さ50mm以下の標準とする。
 自立型は、ポール取付高さ50mm以下の標準とする。

中層住宅用	
長さ (m)	L1 (m)
5.5	10 48.6* 3.2t 5.5m
4.0m	

(注) 支持極はSTK(一般用)またはSTK400以上用避雷針より構成とする。
 L1は 避雷針の長さ (m) とする。

避雷針		避雷針の基部		避雷針の支持		避雷針の固定	
名	規格	名	規格	名	規格	名	規格



避雷針		避雷針の基部		避雷針の支持		避雷針の固定	
名	規格	名	規格	名	規格	名	規格

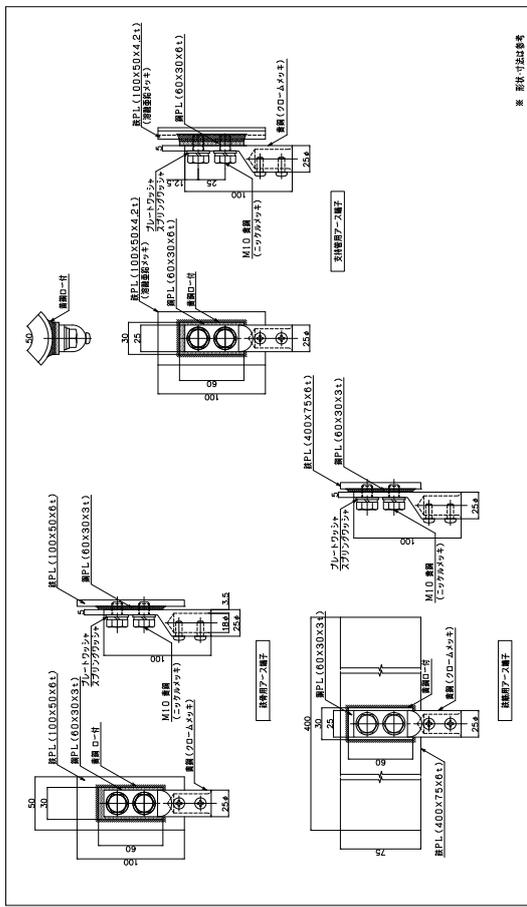
避雷針の長さ	
長さ (m)	規格
76.2*	76.3* (65A)
89.1*	89.1* (80A)
101.6*	101.6* (90A)
114.3*	114.3* (100A)
127*	127* (110A)

※ JIS A 4201:1992による。
 規格 (一) 構造図 (1)

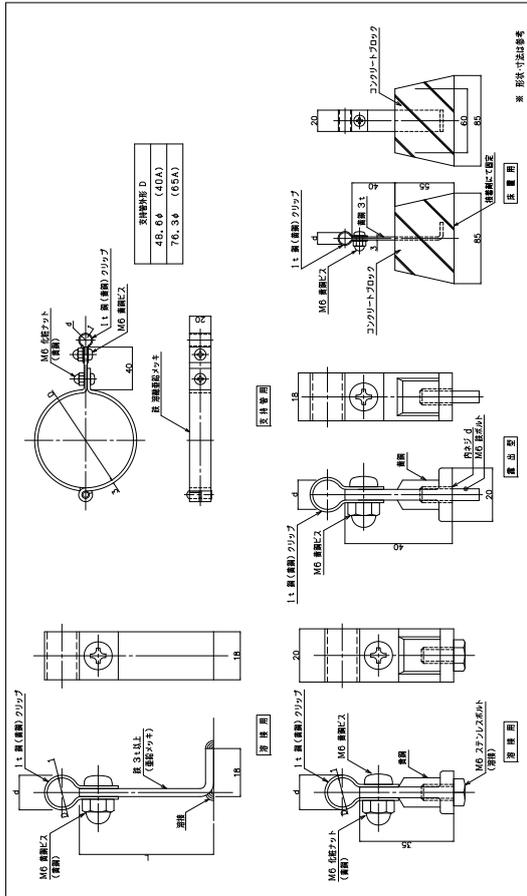
図書名：避難設備の構造詳細図
 図名：避難設備の使用材料表

明示すべき事項

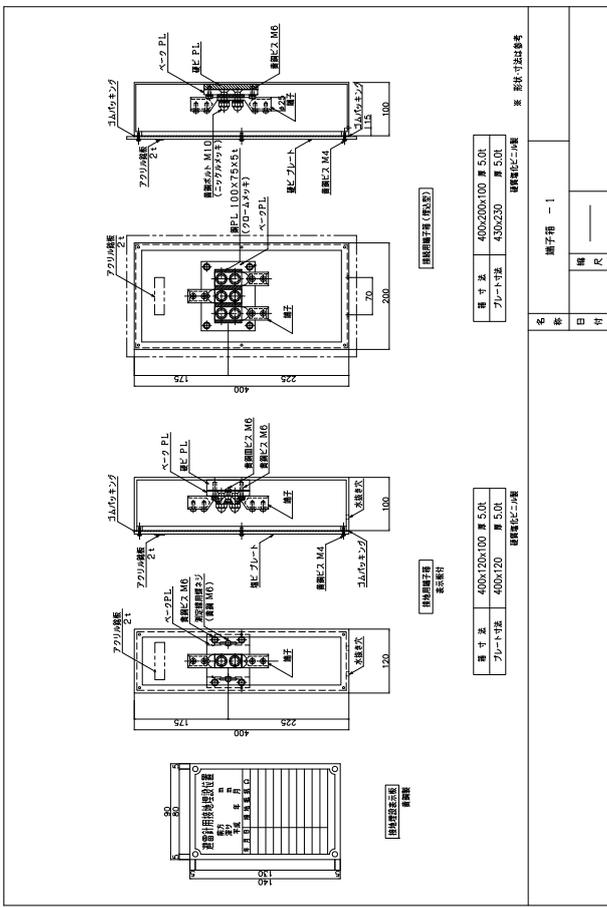
- ・構造、接続部の構造
- ・腐食しにくい材料を用い、又は有効な又は有効な腐食防止のための措置を講じた
- ・避難設備の部分



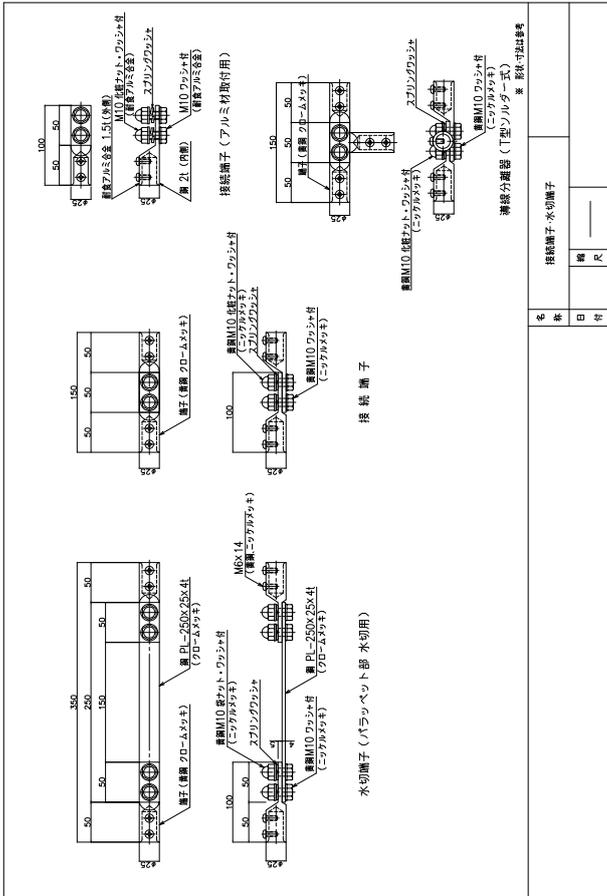
アース端子		形状寸法は参考	
名	寸法	名	寸法
日	付	日	付
備	尺	備	尺



接続支持金具		形状寸法は参考	
名	寸法	名	寸法
日	付	日	付
備	尺	備	尺



端子端子		形状寸法は参考	
名	寸法	名	寸法
日	付	日	付
備	尺	備	尺



接続端子		形状寸法は参考	
名	寸法	名	寸法
日	付	日	付
備	尺	備	尺

□ 設備関係規定の参考図書（一覧）

設備関係規定の内容を確認するには次の図書が参考となります。

なお、法改正内容に未対応のままとなっているものがありますのでご注意ください。

〈設備全般〉

- ・ 建築設備設計・施工上の運用指針（2013年版） （一財）日本建築設備・昇降機センター

〈換気設備〉

- ・ 換気・空調設備技術基準・同解説（2005年版） （一財）日本建築設備・昇降機センター

〈し尿浄化槽〉

- ・ 浄化槽の構造基準・同解説（2006年版） （一財）日本建築センター
- ・ 浄化槽の設計・施工上の運用指針（2015年版） 日本建築行政会議編集

〈給排水設備〉

- ・ 給排水設備技術基準・同解説（2006年版） （一財）日本建築センター

〈ガス設備〉

- ・ ガス機器の設置基準及び実務指針（8版） （一財）日本ガス機器検査協会

〈昇降機〉

- ・ 昇降機技術基準の解説（2014年版） （一財）日本建築設備・昇降機センター
- （一財）日本エレベーター協会

〈排煙設備〉

- ・ 新排煙設備技術指針（1987年版） （一財）日本建築センター

〈非常用照明〉

- ・ 非常用の照明装置に関する指針（1980年版） （一社）日本電設工業協会

〈その他〉

- ・ 建築基準法設備関係法令解説書（2006年版） （一社）大阪建築士事務所協会
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（2005年版） （一財）日本建築センター
- ・ 建築物のシックハウス対策マニュアル（第2版） （株）工学図書株式会社
- ・ 建築確認手続き等の運用改善マニュアル（平成22年3月） （一社）新・建築士制度普及協会
- ・ 建築確認手続き等の運用改善（第二弾）（平成23年5月） 国土交通省編集
- ・ 建築消防 advice（2015） 新日本法規（株）
- ・ 【三訂版】空調・衛生設備 advice 新日本法規（株）
- ・ 建築申請 memo（2015） 新日本法規（株）

「建築確認（設備編）参考標準図等」一設備WG委員名簿一

(敬称省略)

笠原 茂 (株)近確機構確認審査部

池上 雅信 (株)西日本住宅評価センター大阪支店確認審査部

飛田 典男 日本E R I (株)大阪支店確認部

松井 和義 (一財) 大阪建築防災センター企画審査部

杉本 薫 (一財) 大阪建築防災センター企画審査部

協力委員

木野 功次郎 大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課

浦 憲一 大阪府住宅まちづくり部建築指導室審査指導課

事務局 近畿建築確認検査協会